

No.1 ○豊明市議会定例会9月定例会議会会議録(第6号)

平成24年9月27日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛 受 明 宏	議員
3番	近 藤 郁 子	議員	4番	近 藤 善 人	議員
5番	藤 江 真理子	議員	6番	早 川 直 彦	議員
7番	近 藤 千 鶴	議員	8番	一 色 美智子	議員
9番	三 浦 桂 司	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	近 藤 恵 子	議員	12番	山 盛 左千江	議員
13番	平 野 龍 司	議員	14番	平 野 敬 祐	議員
15番	村 山 金 敏	議員	16番	安 井 明	議員
17番	伊 藤 清	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	月 岡 修 一	議員	20番	前 山 美恵子	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	成 田 宏 君	議事課長	松 林 淳 君
議事課長補佐	石 川 晃 二 君	議事担当係長	馬 場 秀 樹 君
兼庶務担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	石 川 英 明 君	副 市 長	小 浮 正 典 君
教 育 長	後 藤 学 君	参事兼	神 谷 巳代志 君
		市民生活部長兼	
		健康福祉部長	
行政経営部長	伏 屋 一 幸 君	経済建設部長	横 山 孝 三 君
消防長	成 田 泰 彦 君	教育部長	津 田 潔 君
秘書政策課長	鈴 木 美智雄 君	財政課長	吉 井 徹 也 君
総務防災課長	相 羽 喜 次 君	高齢者福祉課長	原 田 一 也 君
医療健康課長	加 藤 賢 司 君	都市計画課長	野 村 芳 明 君

- 議案第 64 号 平成 24 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 65 号 平成 24 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 66 号 平成 24 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- (4) 報告第6号 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の専決処分)
- (5) 議案上程・提案説明・討論・採決
議案第 67 号 教育委員会の委員の任命について
- (6) 意見書案第3号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書
意見書案第4号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書
意見書案第5号 脱原発依存社会の早期実現のための再生可能エネルギーの拡大と低エネルギー社会の計画的実現を求める意見書
6. 本日の会議に付した案件
- (1 諸報告
)
- (2 委員長報告・同質疑・討論・採決
)
認定議案第1号から認定議案第9号まで
- (3 委員長報告・同質疑・討論・採決
)
議案第 56 号から議案第 66 号まで
- (4 報告第6号
)
- (5 議案上程・提案説明・討論・採決
)
議案第 67 号
- (6 意見書案第3号から意見書案第5号まで
)
- (7 動議第4号 豊明市議会改革推進特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について
)

午前10時開議

No.2 ○議長(安井 明議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.3 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

本日、午前9時半より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、当局より報告第6号及び議案第 67 号の追加提案が、また、議員より意見書案第3号から意見書案第5号までの3件の提案がありましたので、本日の議事日程に組み入れることといたしました。

報告第6号については、理事者より報告を受けた後に、質疑を行うこととし、議案第 67 号については人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決を行うこととしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.4 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程は、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、諸報告に入ります。

議会運営委員会及び福祉文教委員会に付託しておりました、陳情第5号から陳情第 10 号までの6件の陳情について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について各委員長より報告を願います。

初めに毛受明宏議会運営委員長、登壇にて報告を願います。

No.5 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

議長のご指名がございましたので、議会運営委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についてご報告させていただきます。

去る9月 11 日午後1時 30 分より、全委員及び関係職員の出席のもと委員会を開催し、3件の陳情を審査いたしました。

初めに、陳情第6号 委員会の一般傍聴者数上限引上げを求める陳情を議題といたしました。

議題の宣告の後、陳情者から補足説明の申し出がありましたので、休憩をとり協議会を開催し、陳情者より補足説明を、また、それに対する質疑応答を行いました。

委員会を再開し、審査に入りました

陳情のため、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、別室のスピーカー傍聴は平成 22 年度中からであります。

各常任委員会によって出席要求は最大 28 名となっております。

委員会室の現状については、お答えできますが、もしもという答弁については、差し控えたいと思います。

質疑を終結し討論に入りました。

この陳情に対して、大勢の市民の方たちが名前を連ねております。議会基本条例でも開かれた議会を目指すということもあり、採択といたします。

出席要求数の人数から最大の場合、6名以上は無理な状況であります。議会としても、隣の部屋で内容が聞けるように少しずつ進歩しております。現在の6名から増やすことも考えなければなりません、一気に 15 名、また、それ以上に引き上げることは、今後協議する必要があり、不採択としますなどの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第6号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第9号 平成 24 年9月定例月議会より市議会のネット配信を求める陳情を議題といたしました。

議題の宣告の後、陳情者から補足説明の申し出がありましたので、休憩をとり協議会を開催し、陳情者より補足説明を、また、それに対する質疑応答を行いました。

委員会を再開し、審査に入りました。

陳情のため、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、9月定例月議会の一般質問につきましては、試行であります。が、当局側から職員の応援をいただいて、画面切りかえをして、円滑にできたものと考えております。

最終的には、幾らかの編集費用が発生してくると思います。

現在のファイルのサイズ、議員名のタグづけなど、どのように編集するかによって費用が変わり、安価な予算でできるものではないと考えておりますなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

議会を知ってもらうことが、市民が求めることだと思います。議会改革を一步でも進めていくためにも採択といたします。

インターネット配信をすることは決まっておりますが、予算を含めて諸条件をクリアしなけ

ればなりません。諸条件さえクリアできれば、すぐに行えるように録画はできています。後は、諸条件が整えばできるということで趣旨採択といたしますなどの討論があり、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第9号は、賛成多数により趣旨採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第10号 議会運営委員会の一般傍聴に関する陳情を議題といたしました。

議題の宣告の後、陳情者から補足説明の申し出がありましたので、休憩をとり協議会を開催し、陳情者より補足説明を、また、それに対する質疑応答を行いました。

委員会を再開し、審査に入りました。

陳情のため、直ちに質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、委員会の傍聴については、委員会の了承を得て委員長が許可することになっております。

事務局が傍聴許可をすることについては、お答えしかねますなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

行政に対して、市民参加というのは徐々に今後進んでいくかと思えます。議会運営委員会の一般傍聴を、常任委員会や特別委員会と同様の扱いとすることを求めます。この部分に関して採択とします。

議会基本条例は議会が提案し、議会を開いていくべきだということで、決議されたものがあります。議会運営委員会に対しましては、緊急な議題も多々ありますが、緊急に議会運営委員会が開催できないケースが出てきては困りますので、不採択としますなどの討論があり、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第10号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で議会運営委員会に付託されました陳情3件の審査内容と結果について報告を終わります。

No.6 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

続いて一色美智子福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

No.7 ○福祉文教委員長(一色美智子議員)

おはようございます。

議長よりご指名がありましたので、福祉文教委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についてご報告をいたします。

去る9月11日午前10時より開催されました委員会において、付託議案の審査終了後に、全委員と市長以下関係職員の出席のもと、3件の陳情を審査いたしました。

初めに、陳情第5号 定数改善計画の早期実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情を議題といたしました。

最初に、本陳情について、当局より状況等の説明を求めました。

説明はなく、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論の主な内容は、不採択の立場で、補助教員の増員とか習熟度別のクラス編成をしていくといったようなことが、子どもたちの学力向上に有効と考えており、一律に少人数学級ということについては、若干異論があり、不採択とする。

反対とも言いにくいですが、積極的に賛成もできない。本当に子どもたちの環境を考えて、こういったことを要望しているのか、どれだけ整備されても、いじめや教育環境が数段よくなるということはありません。教職員のレベルアップが最善の方法だと思う。そういったことから考えても、趣旨採択とする等の討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、採択、趣旨採択ともに賛成少数により、陳情第5号は、不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第7号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情を議題といたしました。

本陳情について、当局より状況等の説明を求めました。

説明はなく、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論の主な内容は、採択の立場で、この私学助成というのは必要不可欠であり、地方自治体としても、この私学助成の拡充に努めていただいて、格差の是正に取り組んでいただきたい。意見書の提出を求められた場面は毎回あるが、どんな効果があるのか、甚だ見当がつかない。しかし、趣旨は決して間違っていないので、そういった努力に対して賛成とする。

公私間格差を考えると、やはり私学、公立の差はもう明らかに出ている。私学は学校の特性を生かして特別な教育をしていると考えられるので、この辺の解消のために賛成とする等の討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第7号は、全会一致により採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第8号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出を求める陳情を議題といたしました。

本陳情について、当局より状況等の説明を求めました。

説明はなく、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論の主な内容は、採択の立場で、私立高校の独自性、さらなる拡大に向け、政府の支援、国の支援は当然必要になってくる。公立高校の無償化ということにも鑑み、この公私間格差を埋めていただきたい。教育を公平にということは大変大事であるので、採択とする。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第8号は、全会一致により採択すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.8 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告されました陳情6件について、順次採決に入ります。

初めに、陳情第5号について採決を行います。

陳情第5号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第5号についてお諮りいたします。

陳情第5号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.9 ○議長(安井 明議員)

賛成少数であります。よって、陳情第5号は不採択と決しました。

続いて、陳情第6号について採決を行います。

陳情第6号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第6号についてお諮りいたします。

陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.10 ○議長(安井 明議員)

賛成少数であります。よって、陳情第6号は不採択と決しました。

続いて、陳情第7号について採決を行います。

陳情第7号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.11 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、陳情第8号について採決を行います。

陳情第8号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.12 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択と決しました。
続いて、陳情第9号について採決を行います。
陳情第9号に係る委員長の報告は趣旨採択であります。
本陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(発言する者あり)

No.13 ○議長(安井 明議員)

趣旨採択であります。本陳情は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.14 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、陳情第9号は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。
続いて、陳情第10号について採決を行います。
陳情第10号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第10号についてお諮りいたします。
陳情第10号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

No.15 ○議長(安井 明議員)

賛成少数であります。よって、陳情第10号は不採択と決しました。
以上で諸報告を終わります。
日程2、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。
認定議案第1号から認定議案第9号までの9議案を一括議題といたします。
決算特別委員会に付託しておりました認定議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告を願います。
平野敬祐決算特別委員長、登壇にて報告を願います。

No.16 ○決算特別委員長(平野敬祐議員)

議長よりご指名がございましたので、決算特別委員会の報告をいたします。
本決算特別委員会は、去る9月7日付で付託されました認定議案9件について、9月18

日、19日及び21日の3日間にわたり、全委員及び市長、副市長、教育長以下、参事、各部長、課長、主幹等及び監査委員出席のもと、委員会を開催いたしました。

それぞれ長時間にわたり慎重に審査されており、また、多くの議員も熱心に傍聴をいただきましたので、審査状況等については既にご承知のことと存じます。

できる限り簡潔にご報告することといたしますので、あらかじめご承知おき願います。

初めに、本委員会の進め方につきましては、初日に、一般会計の1款から7款までの説明及び質疑を行い、2日目に、一般会計8款から14款までの説明及び質疑と各特別会計の説明及び質疑を行った後、3日目に、討論及び採決を行いました。

なお、採決の結果、認定議案第1号から第9号までは、全て認定すべきものと決しましたので、まずもってご報告を申し上げます。

それでは、1日目の認定議案第1号 一般会計の主な審査内容をご報告いたしますが、何分にも広範囲にわたっておりますので、質疑についての主な答弁のみご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

最初に、現金の保管及び一時借入金の状況並びに財産の保管及び移動状況について、会計管理者より説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はございませんでした。

次に、一般会計の歳入全体について行政経営部長より説明を受け、質疑に入りました。

主な答弁としては、23年度の臨時財政対策債の償還額は3億8,844万8,739円、元金については3億305万4,273円、利子については8,539万4,466円です。

累計で、償還額全体では17億790万9,912円です。

臨財債につきましては、約11億円の可能額のうち、9億1,000万円を借り入れました。23年度分の交付税の中には理論上、返した額よりも多く算入されています。

普通交付税につきましては、2億9,500万円の増額です。

需要額の増要因としては、社会福祉費で約1億800万円の増額、保健衛生費では約4,800万円の増額などがあります。

また、少子高齢化予算について、約1億5,000万円の需要額の増額があります。

臨時財政対策債については、約4,973万5,000円の増額となり、需要額については、2億1,200万円の増額であります。

収入額については8,200万円の減額です。市民税が3,100万円の減額、固定資産税が3,600万円の減額、利子割交付金については2,200万円の減額などが要因です。

減税補填債につきましては、現在高が13億2,676万1,000円です。

23年度の元利償還額は2億6,937万2,000円です。そのうち、23年度の普通交付税に算入された額は、2億6,195万1,000円です。

23年度のたばこ税につきましては、前年に比べ約4,700万円増加しております。

平成22年の10月から、たばこ税が約40%増額をしたことによりです。

収納率は市税全体で約95%であります。

滞納者に対しては、督促状を出して納税を勧告、あるいは催告しております。それでも納入されない場合は、差し押さえする場合があります。

雑入の子ども手当訂正通知実費弁償金につきましては、子ども手当に関して、約 5,500 件に誤った通知をしたため、訂正とおわびの通知をしました。

関連する郵送料などの費用を電算委託会社が負担し、雑入へ納付したものです。今後はミス再発防止に努めます等の答弁がございました。

次に、一般会計の歳出に入る前に、職員の人件費について、一括して行政経営部長より説明を受け、質疑に入りました。

答弁としては、東日本大震災関連の応援職員については、危険手当、特殊勤務手当については、余り関係はなく、旅費の支給をしました。

また、5月に派遣をした2名の職員については、バスやホテルの手配に対しての負担金を、愛知県市長会に支払っておりますとの答弁がありました。

次に、一般会計の各歳出についてであります。各款ごとに区分し、それぞれ説明を受けた後、質疑に入りましたが、以下、同様に主な答弁のみご報告いたします。

1款 議会費についての質疑はありませんでした。

2款 総務費。

23 年度中に雇用契約を結んだ臨時職員の数につきましては 588 名です。

そのうち、200 万円以下の賃金の方が 508 名となっております。

40 周年の市政記録映画制作につきましては、映画をDVDで数枚作成しておりますので、各小中学校等に配布して、今後の授業等で活用していきたいと考えております。

市長が小倉競馬場へ豊明特別の表彰のために出張した際の旅費につきましては、事務局職員として随行した行政経営部次長の旅費は、秘書人事管理費で支出しております。

また、1泊分の宿泊費については自費で払っております。

旅行途中で私的な、公務外のことが含まれている場合の旅費等の支給につきましては、いろいろ調べたところ、問題はなく、実費相当の旅費を支給しております。

当日のみの日当支払いにつきましては、小倉競馬場へ行き、日帰りの予定の旅費計算の書面が出されており、旅費相当の実費と1日分の日当を規約に基づいて支出しているものです。

公用車利用の帰りの件につきましては、行き帰りの行動につきましては、公務として取り扱っておりますので、支障はないと解釈しております。

市長等の小倉出張の旅費計算書につきましては、1日分になっているのは、旅行交通費の精算を目的にしているからです。

旅行命令簿が1泊2日になっていますのは、事前に申請した場合、1泊2日で処理しております。

その2日目については、帰るだけという形になり、1日分の日当と往復の交通費のみ支給する規定を確認した上で、事前の旅費計算書を1日分にしております。

小倉競馬場の出張につきましては、整合性がない部分については、間違いであると感じているので、今後は改めていきたいと思っております。

電算管理費のオープンオフィスの導入につきましては、研修や説明会などを実施していますが、職員の個人のスキルについては影響があるものと認識しております。

また、対外的にも影響があるというふうに認識しております。

一般管理費の契約検査時の件数につきましては、平成23年度検査件数全49件のうち、1億円未満の検査は46件で、平均評点数72.5。予定価格1億円以上の検査は3件で、平均評定点73.1。全体平均の点数は72.5です。先年度は71.8でありました。

また、予定価格250万円を超える競争入札に係る工事の平均落札率につきましては、全体で91.25、土木工事では92.41、建設工事では92.40、その他工事につきましては87.90です。

それぞれの駐輪場に対しましては、シルバー人材センターの会員を配置しております。自転車等を整理するなどの業務もあり、かなり人件費としてかかると判断しております。

徴税費で滞納整理機構へ滞納整理を引き継いだ件数につきましては66件、市税全体で約8,000万円、市税で約4,100万円、国民健康保険税で約3,800万円であります。

昨年度の市県民税の課税ミスにつきましては、ご迷惑をおかけし、大変申しわけございませんでした。

原因は、従来、紙ベースで送られてきた確定申告書が、23年度から電子ベースで送られるようになり、一部処理が漏れたためです。この関係で、処理に要した人件費は約51万円です。

また、郵送料として、約3万6,000円を支出しております。

また、再発防止につきましては、10日に一度、国税連携のデータをチェックし、年度全体の集計後も再度チェックをする体制としました。

コンビニ収納につきましては、市税と国保を合わせて平成23年度は7億700万円で、8,000万円ほど収入が上がっております。手軽にご利用いただけることが要因と思われます。

口座振替につきましては、固定資産税、都市計画税では約50%、市県民税では約26%、軽自動車税では約17%、国民健康保険は、約50%の方が、口座振替をご利用いただいております。

法人市民税の決算額は、5億2,200万円で、約5,000万円増加しており、企業景気が少しずつ回復基調にあると分析しています。

コミュニティ備品貸出につきましては、22年度の34件に対し、今年度は122件と、大幅に増加しました。青色の防犯灯をつけたパトロールカーについては86件でした。

また、貸出が重複したことによるトラブル等は聞いておりません。

広聴事業の市長への手紙、ファックス、Eメール等の件数の減少につきましては、パソコンの普及に伴い減少傾向にあると考えられます。

直接、担当課宛てにメールが入ることもあるため、それも減要因と考えております等の答弁がありました。

3款 民生費。

障がい者の区分認定につきましては、コンピューターで行う1次判定で、知的や精神障がい者は、若干軽度になる傾向があります。

2次判定では、障がい者の特性、能力、性格等で公平性を考慮して認定をしております。

不服申し立てにつきましては、今のところありません。

生活保護のケースワーカーは、2.7人でカウントしております。24年3月現在の保護世帯数は202でありますので、国の基準は充足しております。

実質3人のワーカーが、各中学校区で担当を分けております。

生活保護の相談に来て、保護申請をした人の中では、保護を断った方はありません。

保護の最低生活費を下回っている場合は、保護を申請して生活を立て直していくという考えを説明しております。

生活保護の保護率につきましては、県の保護率は10.36パーミルです。

また、愛知県内で一番保護率が高いのは名古屋市です。

宅配給食サービスの利用が減った原因につきましては、ここ数年、コンビニエンスストアが、宅配を無料で行うというサービスを始めたということが、影響ではないかと分析しています。

いきいきサービスにつきましては、職員は老人センターの管理や来所者のお世話などの業務も行っており、ある程度、他の事業者とコストに差が生じることについては、やむを得ないと考えております。

高齢者外出支援事業でタクシー券の交付枚数は3,182枚です。

児童館の利用状況の推移につきましては、児童クラブへの保護者の迎えの人数を、23年度は外しましたので、利用者が大きく減りました。

22年と同じ基準で比較しますと、23年度は微減となっております。

保育園における障がいがあるなどの支援が必要な子どもの数につきましては、平成23年度で69名です。子ども3名に加配保育士を1名の体制をとっています。

児童虐待につきましては、23年度は約35件あり、児童相談所に一時保護をされる重篤なケースも多く、このような場合は、ご両親を呼んで指導していきます。

子どもが帰ってきてからは、家庭相談員がフォローをしております。

児童虐待の通報経路につきましては、保育園が約28%、学校が約11%、近隣や警察が8.6%、保健センターも同じく8.6%という状況です。

保育料の滞納者につきましては、23年度現年分の収納未済が約346万円の38件、過年度分が約740万2,000円の62件、合わせて1,086万4,408円で、件数は100件となっております。

園長等と協力しながら、徴収に力を入れております。

24年度も23年度も、4月現在では保育園の待機児はおりません。

産休明けで年度途中の入所を希望されることが多い0歳児につきましては、今年度においては、8月分までは応えることができいております。

0歳児を増やすためには、部屋を乳児仕様に改築するなどの対策が必要になってくると思います。

病児・病後児保育委託料につきましては、23年度の実績では15名の方、38件、時間にして206時間です。

子ども医療費につきましては、23年度と22年度を比較しますと、約5,000万円伸びております。

その中で、中1から中3まで拡大した部分の影響額は、約3,500万円と推計しております等の答弁がございました。

4款 衛生費。

3歳児健診におきまして、尿検査を1回実施しており、検査項目は、たんぱく、潜血等です。

超音波検査につきましては、健診項目に入っておりません。異常があった場合は、かかりつけ医に相談していただくように案内しております。

赤ちゃん訪問事業の訪問につきましては、本人が訪問を望まない場合や、転出してしまったなどの理由でお会いできない方がありますが、3カ月健診などの会場でほとんどの方にお会いできているのが現状です。

不妊治療助成交付金につきましては、23年度は49組の対象がありました。

22年度と比べ、11組の増加で約37万円の増となっております。

補助率につきましては、24年度についても23年度と同様に計上しております。

35～39歳健診につきましては、PR等をしておりますが、参加者は昨年よりも35人減っております。

これからも、この事業については進めていきたいと思っております。

節目歯科健診につきましては、23年度は、歯科医師会加入の歯科医院が対象です。

歯科医師会に加入していないところで治療されている市民の節目歯科健診につきましては、歯科医師会と協議を重ねております。

特定健診における心電図の項目につきましては、医者が認めた場合に実施するということになっております。

河川等の水質調査につきましては、基準を下回るレベルの調査結果であり、特に生活

上の問題はないというものでした。

太陽光発電システム補助金の昨年度の実績につきましては、7月か8月ごろに予算の枠に達し、最後の方には予算の残余の額で申請をお願いしました。

区・町内の資源ごみ回収の奨励金につきましては、上乘せ分は、地域単位で資源ごみの分別意識を促進し、活動に対する奨励の意味もあります。

また、各町内区単位でごみの管理などの費用も全て含めて、総合的に奨励金として売却単価に上乘せをしてお支払いをしているものであります等の答弁がありました。

5款 労働費。

勤労会館の利用者が減っておりますのは自然減と見ております。

現在は、パートの方が常時2名で管理をしているため、利用率アップのための自主事業は行っておりませんとの答弁がありました。

6款 農林水産業費。

農村環境改善センター本館の耐震診断結果による試算につきましては、設計費用として374万5,000円、それから耐震改修工事として1,800万円を予定しております。

土地改良施設管理委託料の業者決定につきましては、緊急の必要により競争入札に付することができない事由に該当し、随意契約の5としております。

この部分については、全て単価契約がされたものを、緊急発注しております。

有害鳥獣捕獲事業委託につきましては、数にはかかわらず、4月、5月の駆除期間と、9月、10月の駆除期間に、猟友会の方に駆除をお願いしております。

駆除の件数につきましては、カラス、ハト等を入れて137件でした等の答弁がありました。

7款 商工費。

商工業振興資金保証料助成金の不受理の件数は4件です。

そのうち、税の未納が2件、転入された事業所や新たに開業されて納税がない事業所が2件です。

消費者保護対策事業につきましては、窓口で毎月第2・第4木曜日に、消費生活相談を開催しております。23年度の実績では、22件の相談がありました。

また、豊明を担当する中央県民生活プラザでは、234件の相談が寄せられました等の答弁がありました。

以上で、1日目の一般会計の1款から7款までについての報告を終わり、続いて、2日目の一般会計の8款から14款までと8特別会計についての報告を行います。

8款 土木費。

橋梁長寿命化修繕計画策定業務は、愛知県統一で都市整備協会に委託しておりまして、橋梁ごとにおおむねの次回点検時期及び修繕内容を、平成25年以降の10年計画をもって策定しております。

23年度の通常の苦情要望報告につきましては、受付件数が1,313件です。

そのうち、土木課所管が1,078件、国道等の他の管理者が235件です。

1,078件のうちで、職員が処理したものが184件で、約91%を処理しております。

区長要望工事につきましては82件です。

そのうち、採択したのが56件で、採択率は68.3%です。内訳は、側溝の改修、排水路の改修が31件、舗装の直しが14件、交通安全が1件、その他が10件であります。

建築確認申請の受理件数につきましては、市で扱っているのは34件です。それ以外が350件です。

公園遊具など保守点検委託につきましては、遊具の点検を年間12回、月1回の実施をしております。

若干費用が増えましたのは、遊具の安全に関する基準が変更され、より入念な点検をしたことによります。

国庫補助事業の公園改修工事につきましては、当初設計では2,730万円で契約しましたが、より事業効果を高めるために変更契約し、次年度の予定を前倒して施工したものです等の答弁がありました。

9款 消防費。

気象情報委託料の増額につきましては、呼び出しの人数を増やしていることに加え、自席のパソコンで情報を取得できるシステムの追加をしました。直接的に市民に関係する部分は少ないです。

高齢者2人世帯の防火診断の指導に関しましては、23年度、724件訪問いたしました。

そのうち、住宅火災警報器は589世帯で設置があり、設置率は81.4%です。

1人暮らし、2人暮らしの老人家庭に対しましては消火器の必要性、電気配線の危険性のチェック、ガスコンロのホースの確認などの火災に関する指導を行っております。

消防職員の充足率につきましては、全国の消防職員充足率は、平成21年度の数値で75.5%、豊明市については24年度が61%であります。これは、再任用の2名も含んでおります。

救急出動につきましては、非番招集が平成23年度中、28回ありました。

ダブルが436回、トリプルが76回、フォースが4回であります。

1日の最高出動件数は、15件で2日ありました。

気管挿管につきましては、救命士になった後、おおむね3年ごとに再教育しており、23年度については2名であります。

挿管の救命士は5名であります。

あんしん電話の件数につきましては、25件であります。

そのうち、救急活動が9件、誤報が16件であります。

救急出動の中で一般の方がAEDのパットを装着した例は、3件あります。

心肺蘇生につきましては 25 件ありました等の答弁がありました。

10 款 教育費。

学校適正規模検討委員会につきましては、23 年度は 5 回開催し、委員は 18 名で延べ 90 名です。1 回の報酬は 5,000 円です。

アンケートやワークショップ等を行い、これらの議論などを踏まえ、小規模校につきましては、提言書の作成に向けて検討している状況です。

学校給食でのアレルギーの方につきましては、10 名と把握しております。

対象となる児童生徒の保護者に対して毎月 1 回、献立の内容や材料などについて説明し、情報交換をしております。

臨時職員の人員配置につきましては、おおむね適切だったと認識しています。

小学校施設維持管理事業の便器改修につきましては、洋式の便器を設置したことで、足をけがしている子などが利用しやすくなりました。

平成 23 年度に、小学校の学習指導要領が改定になり、授業の時間数が増えましたが、子どもたちにとって、それが極度の負担になってはおりません。

また、教職員の職務の時間数の確保につきましては、会議や学校行事の精選に努めました。

各学校で教職員の在校時間の記録をとるように努め、月平均でおおむね 8 割程度を把握しており、各校長が把握するように、教育委員会から周知をしています。

80 時間と 100 時間を超えた場合で把握をしており、それぞれ 1 割程度が該当しております。

職員の希望により、教育委員会を通して衛生管理医と面談し、健康障害の発生を防止するように周知しております。

図書館の蔵書数につきましては、学校図書館法の中で標準の冊数について算定率がありますので、児童生徒数に応じて違いがあります。

学力検査につきましては、県内の結果は出ていませんが、各学校の平均が偏差値の形で出されてまいります。

2 つの項目で偏差値が 50 を下回り、それ以外は、50 を超えております等の答弁がありました。

11 款から 14 款までの主な答弁は、財政調整基金につきましては、標準財政規模の 10% を確保したいということで、最終的に歳入歳出の補正予算で余った一般財源を積む形で調整をして、11 億 9,500 万円の残高となりました等でございます。

以上が一般会計についての主な答弁であります。

続いて、特別会計についても、各会計の議案ごとに説明を受けた後、質疑に入りましたが、一般会計同様、主な答弁のみご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

認定議案第 2 号 国民健康保険特別会計。

国保財政が好転した主な理由としましては、前期高齢者交付金が3億円、前年より増額しているためです。

特定健診審査等事業費の健康診査委託料につきましては、医療機関方式は単価 8,862 円で、受診者数が 2,904 名です。

集団方式については単価 4,515 円で、受診者数は 2,381 名です。

国民健康保険税の調定額につきましては、現年分では1人当たり9万 887 円です。

1人当たりの繰入額は2万 2,121 円で、前年度に比べ約2万円減っております。

重複医療の縮減につきましては、医療費通知を年に6回出して、医療費の節約を加入者の方をお願いしております。

国保税につきましては、1,694 世帯の方が滞納しております。

短期保険証の発行は、264 世帯になります。

とめ置きは 78 世帯ですが、高校生以下の方については、こちらから、お送りしております。

国保税の失業や廃業に対する申請につきましては、64 件で、20 件増加をしております。

医療費負担部分につきましては、34%が国、6%が県の交付金であります。

また、普通調整交付金が約1億円、特別調整交付金が約 2,200 万円で、交付率は約 7%、2%となっておりますが、大幅に不足しております。

県補助金では、1号交付金が約2億円、2号交付金が約 2,500 万円で、おのおの7%と 1%の交付率ですが、減額されており、国の示している額は交付されていません。

保健事業費補助金につきましては、県の支払う総額が縮減されたために、交付額が減少してきております。

特定健診の受診率につきましては、0.8%低下しています。PRに努めたく思います等の答弁がありました。

認定議案第3号 下水道事業特別会計。

水洗化率につきましては 96.8%です。

下水道の未接続者の把握につきましては、接続調査を行った段階では、722 世帯であります。今後、精査していきます等の答弁がありました。

認定議案第4号 土地取得特別会計については、質疑はありませんでした。

認定議案第5号の墓園事業特別会計。

墓園の第2期の第3工区工事につきましては、変更増額が約 2,775 万円と、大きな変更となっております。

理由としましては、工事着手後の現場の状況に合わせた安全管理などに加えて、既設の浄化槽の取りかえや墓地区画配置の変更により、変更契約が必要になったからです。

設計金額につきましては、新たな区画による永代使用料の収入、その総収入から管理

料として必要となる所要経費を差し引いて、残りの額が約1億4,000万円であろうということで、設計を組んだものです。

その設計の予算の範囲内で入札をしたところ、低い落札率で落札されましたが、よりよい環境とするための工事を、やむを得ず追加発注しました。

結果的には、低い落札率によりまして予算の範囲内で、よりよい工事ができたものです。この変更契約の根本的原因は、最初の調査が甘かったと思っています。

大きな問題となり、非常に反省をしております。今後は、このようなことのないようにしていきたい等の答弁がありました。

認定議案第6号 農村集落家庭排水施設特別会計。

排水管テレビカメラの調査業務委託につきましては、年間計画を立てて行っておりまして、管の内側を滑らかにして、流れをよくする工事のための調査ですとの答弁がありました。

認定議案第7号 有料駐車場事業特別会計。

年間駐車数の増加につきましては、前後駅の駅前駐車場が30分無料になっており、この無料台数が、前年度の8万6,870台に対し、23年度は10万7,312台と、大幅に増えていることによります。

有料駐車場の周知につきましては、年1回の広報掲載とホームページにより行っています。

今後は、ホームページ上で空き状況などを常に更新できるように検討していきます等の答弁がありました。

認定議案第8号 介護保険特別会計。

介護認定につきましては、第4期の計画では、2,240人が認定者と見込んでおりましたが、21年度では2,180人、22年度では2,200人、23年度は2,330人と、計画よりも増加しました。

要支援の1から5までの認定を受けた方につきましては、利用者が1,913人です。

要支援の1では年間延べ1,082人、一番重い要介護5が2,086人であります。

重度化するほど給付費が増大します。

施設入居者の待機者数におきましては、23年度当初で96名です。

中日看護センターの問題につきましては、豊明市民が6名入っておりますが、事件以降、速やかに他の施設に移っていただいております。

生活援助員派遣事業につきましては、18人の方にヘルパーを派遣いたしました。家事援助が主なものです。

滞納につきましては、滞納繰越が1,116人、現年分だけが未納という方が1,110人です。

滞納による給付制限につきましては、1件ありましたが、途中から生活保護になり、現在はありません。

お元気チェックリストを2月に1万 2,353 件に送りました。

回答があった 8,855 人のうち、二次予防事業対象者と判定された方 1,986 人に対して、事業を紹介する案内をしました。

実際にその事業に参加されている方は、42 人であります。

支給限度額まで使っている方の割合につきましては、要支援1の方は約 41%、要介護5の方が 58%、全体では 50.8%のご利用率ですので、支給限度額の半分ぐらいまでで抑えて使っているというのが現状です等の答弁がありました。

認定議案第9号 後期高齢者医療特別会計。

短期保険証の発行人数につきましては、6名です。とめ置き的人数は4名です。滞納者につきましては、66 名です。

差し押さえにつきましては、1件もありません等の答弁があり、各認定議案の説明及び質疑を終結しました。

以上で、2日目の一般会計の8款から 14 款までと各特別会計の報告を終わり、続いて3日目の報告を行います。

3日目は討論に入り、各委員より賛成、反対の討論がありましたが、委員会での討論は、本日改めて本会議場で詳しく討論されることとしますので、ここでの報告は省略させていただきます。

なお、採決については議案順に行い、委員会報告書のとおり、認定議案第1号、2号、8号及び第9号の4認定議案は、賛成多数により認定すべきものとされ、認定議案第3号、4号、5号、6号及び第7号の5認定議案は、全会一致により認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会の報告を終わります。

No.17 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.18 ○議長(安井 明議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結いたします。

ここで、会議の途中ではありますが、10 分間休憩といたします。

午前11時休憩

午前11時10分再開

No.19 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、討論・採決に入りますが、討論については9議案を一括して行い、採決は各認定議案ごとに行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、一色美智子議員。

No.20 ○8番(一色美智子議員)

議長のお許しをいただきましたので、認定議案第1号から第9号までの平成23年度豊明市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定について、公明党市議団を代表いたしまして賛成の立場で討論をいたします。

社会、経済の情勢は、復興施策の推進により、景気の緩やかな回復を見込んでいるものの、欧州政府債務危機の再燃に伴う円高、国内空洞化の懸念は依然強く、先行きの不透明さは増しております。

国内の社会構造は、少子高齢化が進展し、社会保障の拡大と将来に向けたあり方の議論が焦点となっています。

一方、消費税増税を始めとする今後のさまざまな対応がどのような処方箋になるのか、見通しは厳しいのが実情です。

こうした社会状況にあって、税収の落ち込みなど、財政運営に必要な財源の確保が厳しくなる一方で、雇用情勢の悪化に伴う社会保障関係経費の増加などに対応を迫られる中、地域の住民の暮らしと安心・安全を確保し続けるため、平成23年度の地方財政の厳しさは、一段と増したものと認識をしております。

決算状況では、一般会計・特別会計の合計の歳入は314億6,177万円余で、歳出は299億576万円余で、差引残高は15億5,601万円余、実質収支額は15億5,481万円余で、全ての会計で実質収支が黒字となっており、当局の努力の跡がうかがえます。

平成23年度の一般会計決算においては、厳しい財政環境のもと、11億7,560万円の実質収支を確保いたしました。

歳入においては、その根幹を占める市税収入が、前年度に比べ、わずかながら0.2%、1,521万円の増となりました。

しかし、内訳を見ますと、本市の主要な税目である個人市民税は、マイナス1.5%、6億1,175万円の減と、非常に厳しいものとなっています。

また、本市の重要な歳入項目である地方交付税ですが、財政力指数は3カ年平均で0.93、単年度では0.87となり、それぞれ前年度より0.04ポイント下がりました。

これは、収入額の不足が進んでいることを意味しています。

結果として、普通交付税の交付額が2億 9,505 万円増え、これによって歳入の安定を図っているといえます。

普通交付税は、臨時財政対策債とともに地方の財源であります、一方では依存的な財源であります。

本市の歳入は依存財源の増、つまり団体間の財政調整機能によって均衡しているということは、今後の本市の行政運営の課題であります。

歳出でも、経費の節減、合理化により歳出抑制に努められたものの、歳入を確保するため、基金からの繰り入れをせざるを得ないなど、非常に厳しいものであります。

この厳しい財政環境のもとで、市税を始め徴収率を向上させるなど、自主財源の確保や積極的な国庫補助金の活用を図るなど、財源確保に向けた執行部のさらなる努力を期待するものであります。

2款 総務費、JRA小倉競馬場への出張の件であります、市長みずから「改める」との発言もありましたが、旅費計算書、復命書のより一層の透明化に努めていただきますようお願いいたします。

次に、我が党が、平成 23 年度予算において重点的な要望をいたしました幾つかの視点について、その成果を検証いたします。

初めに、福祉医療助成については、子ども医療費の通院年齢を拡大し、中学3年生までの無料化の拡大により、医療の安心を確保いたしました。

子育て家庭の支援を拡充できましたことは評価いたします。

老人福祉については、グループホームの拡充に努め、補助等による整備推進を図りました。

任意予防接種事業については、助成によりヒブワクチン、肺炎球菌、子宮頸がんワクチンの接種拡大を図りました。

保育園については、館保育園の園舎耐震補強工事を実施し、保育環境の安全確保を順次進めました。

これには、国の臨時交付金を原資とする基金を財源とする等の財源確保の工夫も見られました。

同様に、小学校、中学校においても、耐震補強工事を順次進め、耐震化率を向上させ、教育環境の安全確保に努めました。

教育環境のソフト面においても、教員補助や支援業務の補助を図り、きめ細かな指導体制の充実を図りました。

国民健康保険特別会計は、医療費の伸びなどで、歳入歳出ともに前年度を上回っております。

一般会計からの繰入金金は、3億 4,000 万円ほど減少しており、これは前期高齢者交付金の増などの要因と思われます。

特別会計の経営としては、厳しい状況にあることには変わりありません。

収入未済額については、6.8%減少させていますので、引き続き未納防止策に努められることを要望しておきます。

下水道事業特別会計は、歳入歳出ともに前年度を上回っており、一般会計からの繰入金も約 9,000 万円増額しています。

下水道使用料の改正により、経営改善を進めていただけていますが、使用料は下水道事業の大切な収入源でありますので、財源確保に引き続き努力していただきますようお願いをするものです。

墓園事業特別会計は、勅使墓園の整備工事をを行い、整備計画上の最終段階までの到達を見ました。

新たな区画を心待ちにしている使用希望者も多いことと思いますが、独立採算の経営計画は近い将来の維持管理の時期に入ったとも見ることができます。健全で計画的な使用者のための経営を望みます。

介護保険特別会計は、歳入歳出ともに前年度を上回っており、一般会計からの繰入金も約 1,000 万円増額しています。

実質収支額が前年度の 1,068 万円から 62 万円と大きく減少していることから、特別会計としての健全経営に引き続き努められることを望みます。

一般会計と特別会計を合わせた全会計の歳入 314 億円余及び歳出 299 億円余は、ともに前年度を上回っており、大きな額となっています。これらの事業は、全て市民サービス、市民の福祉の向上を図るものであったと理解しています。

財源不足の中で、苦しい決算であったと思われませんが、赤字決算になるものはなく、平成 23 年度一般会計・特別会計の決算については適正と判断いたします。

ますます財政状況は厳しいものとなりますが、こうしたときに、収入調整や災害対策など、緊急事態に備える財政調整基金が確保されていなければなりません。

前年度に続いて基金の積み増しを図り、標準財政規模の 10%規模となる約 12 億円まで、財政調整基金の復元を図ったことは、将来世代の暮らしの安心感に直結するもので、評価するものであります。

引き続き、将来の展望を持ち、財政調整基金の確保に努めるよう、改めてお願いをいたします。

最後に、来年度の財政状況も財源不足が見込まれるなど、極めて厳しい状況にありますが、新年度予算編成においては、市民生活に大きな影響を与えることなく、大胆だけでなく、細心の注意を払って、既存事業の見直しに取り組んでいただきたいと思います。

以上で認定議案第 1 号から第 9 号までの賛成討論といたします。

No.21 ○議長(安井 明議員)

続いて、前山美恵子議員。

No.22 ○20番(前山美恵子議員)

では、決算について討論をいたします。

認定議案1号 一般会計、2号 国民健康保険特別会計、8号 介護保険特別会計、9号 後期高齢者特別会計に反対をし、他の認定議案は賛成といたします。

まず、1号 一般会計について討論をいたします。

23年度、国の地方財政計画において、地方交付税と臨時財政対策債を合わせて前年並みとしました。

当然、各地方は高齢化などの進展で、行政経費が毎年度増加しているのですから、この総額が、地方の本来必要である支出を賄うのに十分なのかどうか見ていかなければなりません、かなり歳出の抑制がされたものと感じます。

本市でも、社会保障関係費の自然増の規模でいえば、高齢化率の進展による医療や介護の増加、経済不況による生活保護の増加等々で約2億円の増加がありますが、たまたま23年度は地方交付税が増額され助けられましたが、しかし、まだまだ十分でないことは確かです。

また、交付税措置については、毎年度申し上げておりますが、基準財政需要額が不当に抑えられていることや、高額所得者優遇の恒久減税のツケが、本市が請け負う形として残されており、その分、減収にもなっているわけです。

さて、市税全体を見ていきますと、20年度のピークのと時から8億円も減収となり、特に、個人市民税の落ち込みは7億5,000万円の減収となりました。

22年度から、個人の市民税の落ち込みの要因として、所得階層が低所得者層へと移行しており、23年度は多少動きがありました、依然として低所得階層が多い状況にあります。いかに長期の不況で市民生活が厳しいのかを知ることができます。

また、法人市民税では5.2億円で、前年度より5,000万円増額になり、景気も上向きになるかと思われませんが、ピークのとより1億6,000万円の減収であります。

当然ですが、法人税割は黒字企業しか納めないことになっており、市内業者の事業所規模別の納税状況では、一番規模の小さい1号法人では、23%の事業所しか納税できませんでした。実に、77%の事業所が赤字だったということがわかります。

一方、資本金1億円以上の企業では、72%が納税をしました。

こうして見ると、市民生活が苦しく、地域経済を支える中小業者の厳しい営業ぶりが見えてきます。国も地方も、この階層を支える施策を積極的に行わなければなりません。その点を指摘しておきます。

歳出について、1点目には職員の削減であります。

前年より12人削減され、507人になりました。

市民生活が厳しくなっているときほど、市民に寄り添った施策を打ち出すことが必要でありながら、通常の業務でさえも支障を来すような状況になりました。

市民へのサービスは繊細な業務ゆえ、例えばダブルチェックや、さらなる見直しができる

ようなゆとりある職員数が必要です。

次に、消防職員について申し上げますと、職員数でいえば、再任用を含めて充足率は61%であります。全国平均が76%ですから、いかに不足しているかわかると思います。

そして、ここ近年、高齢化率も高くなり、救急の出動要請も前年より189件も増加をし、非番招集も28件になりました。消防職員は、休みもおちおちとれないという状況が生まれています。

また、このところ、団塊世代の退職で、ベテランから新人に交代する機会が激しくなっています。本署の現場職員で、3年未満の一人前の働きができないと言われている職員が増えて、各3つの係で、それぞれ3分の1から4分の1を占めるようになりました。この大変な状況でありながら、火災現場で必死に働く職員の姿が想像されます。

全国で消防職員の殉職が報告をされていますが、その原因が消防職員の不足と指摘をされています。本市でも、そのようなことが起きないように手当てをしなければなりません。ここに、強く申し上げておきます。

さて、職員が削減をされて臨時職員が588人にもなりました。そのうちの86%が、年収200万円以下のワーキングプアと言われる職員で占められている現実に、市民の権利を保障するための仕事にかかわっている職員が、こんな状態でよいはずがありません。ここに指摘をし、改善を求めておきます。

2点目に、23年度から徴収業務として滞納整理機構に参加をすることになりました。

市民は、今述べましたように長期の不況で生活が厳しく、税の滞納者も増えています。市税の滞納は1,865人で、前年の70人増であり、国保税滞納は1,700人で500人の増となりました。

全体的に滞納者が増えており、その中でも66人の方が滞納整理機構送りにされてしまい、強制的な取り立てに苦しむこととなりました。

さらに、400件を超える差し押さえも行われるなど、市民の営業や生活が脅かされている状態といえましょう。

多くの滞納者が存在する背景には、不況もありますが、数年前から定率減税廃止や各種控除が廃止、縮小され、非課税者が課税者となり、負担が増えて払えないという状況も生まれているといえましょう。このことへの手当てが必要であることと、滞納整理機構は脱退すべきと申し上げておきます。

その他、細かい点について指摘をしておきますと、まず職員体制も関連しますが、福祉制度を充実させるにはマンパワーが必要です。

今の不安定な社会を反映して、精神疾患や虐待、生活保護受給者が増加をしています。これを支える相談体制や職員体制を充実することが必要です。

保育園関係では、3歳未満児では年度途中からの保育は待機をせざるを得ません。施設増設や職員配置を求めておきます。

保育園での発達障がい児も69人存在し、加配で対応しているとのことですが、専門職員

の配置など、改善を求めておきます。

また、市民の健康を守る各種健診や不妊治療などは、まだまだ不十分で、この点についても改善を求めます。

さらに、昨年から太陽光発電の補助事業が始まりました。原発事故の影響もあり、申し込む市民が多く、7月には枠に達して打ち切りになったそうですが、補正を組んででも対応すべきではなかったでしょうか。

以上、主な点を述べました。

23年度は、子どもの医療費無料制度の拡充、ヒブ、肺炎球菌、子宮頸がんなどのワクチン接種事業、太陽光発電補助事業、学校の準要保護家庭への学級費、クラブ費、クラブ活動費など就学援助の拡大や、学校図書館エアコン設置、特別支援員の増員、各種耐震補強の促進等々に取り組みましたことには、評価をしたいと思います。

次に、国民健康保険の特別会計について討論をいたします。

23年度は、国保会計への不足分を、一般会計からの繰り入れで、国保税の引き上げを抑えられた努力を評価したいと思います。

医療給付費の伸びが1億4,000万円となり、たまたま大きな病気がなかったことや、前期高齢者交付金が大幅に増えたことに助けられた決算ではありますが、市民にとっては、長期の不況を反映して、国保税が高過ぎるということには変わりはありません。

滞納者は依然1,700人、保険証の窓口とめ置きも78件と、国民皆保険制度の役割を形骸化させる状態が続いています。

ただ、このような問題に至った背景に、国や県が責任を後退させたという事実があることを指摘したいと思います。

国保に対する国庫支出金が、かつて30年前には総収入に対して50%でした。これが現在では25%です。本市には19%しか補償をされておりません。

また県の補助金も、かつては1,700万円ありました。しかし23年度は、たったの73万円です。

国や県の調整交付金、これが9%や7%支給されるはずですが、これも巧妙に削られており、その穴埋めを本市や市民がすることになり、高過ぎる国保税を招いたわけであり、これについては、やはり市民が払える国保税にすることを求めておきます。

介護保険特別会計について討論をいたします。

23年度の介護保険は、第4期事業の最終年になり、第4期の総決算といえます。

第4期事業では、介護認定基準が厳しくされました。認定は軽度へ軽度へと誘導をされました。今までより認定が軽くなれば、当然サービスの限度も低くなり、使えるサービスが制限されることになりました。

さらに23年度では、要介護認定者のうち、実際に介護サービスを利用した人は、認定者の8割ですが、この利用者は、限度額に対して半分しか利用してないということもわかりました。それは利用料が高過ぎるから、使いたくても使えないということです。

もともと介護保険制度は、地域社会で支える介護という名目で作られた制度でありま
す。

またこれが、保険料を払うことができても、利用料が高いので利用ができない、施設にも
入れない、こんな状態が12年も続いている状態です。これが地域で支える介護保険制度
といえるでしょうか。

そのために利用が抑えられ少なかったために、基金も3億5,000万円に増えました。こん
な高齢者を苦しめる介護保険制度の決算には認定ができません。

最後に、後期高齢者特別会計の討論に入ります。

75歳以上だけを別にした医療制度であります。当然、高齢者は医療にかかる率が高く
なり、それに伴って保険料も改定のたびに引き上げられています。そのため、22年度に保
険料が改定され、1人当たり平均して3,660円引き上がりました。

そこで、普通徴収2,600人のうち、滞納者は66人にもなり、短期保険証も6人、窓口とめ
置きも4人になりました。広域連合では、滞納者の中から差し押さえも始まったと言われて
います。保険料が払えない高齢者が、十分な医療がこれで受けられるのでしょうか、心配
されます。

このように高齢者の生活を脅かす差別的な医療制度は、即刻廃止をすべきであり、この
点について認定をすることができません。

以上で討論を終わります。

No.23 ○議長(安井 明議員)

続いて、近藤善人議員。

No.24 ○4番(近藤善人議員)

それでは、平成23年度豊明市一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の
立場で討論をいたします。

23年度は、相羽前市長から石川英明市長にかわった年です。市民の幸せ実現を掲げた
新市長が、市政にどのような色合いを出したかを知ることができますが、決算の数字から
見てとることができるのは、ひたすら厳しい財政の現実でした。

厳しい財政状況の中ではありませんでしたが、市長は、平成23年5月の就任以来、お役所体
質改善を重要課題として掲げ、その実現のために、まずは隗より始めよということで、市長
給与半減、公用車の売却を行いました。

また吊電の廃止、さらに入札改革、職員数削減と、改革に取り組んでこられました。

また、お役所体質改善、民間ノウハウの導入ということで、残念ながら実現はしませんが、
経営アドバイザーの導入やフロンティア会議の設置など、外部人材の登用に幾度
もトライされました。

そこで、23年度決算を分析したところ、人件費は団塊世代の退職や人員削減の前倒し

で7,100万円減少しました。ここ3年間で3億円の削減効果が出ております。

しかし、そのような歳出抑制にもかかわらず、最低限の福祉を支えていく費用である扶助費は、少子高齢化とともに上昇の一途をたどり、普通会計の歳出総額181億円の中にあって、38億8,000万円と全体の21.4%を占めております。

平成20年度に比べると12億円ほど増加しており、毎年1%ほどずつ増加しているわけですので、このままの状態が続けば、7~8年後には扶助費が50億円を突破することも考えられます。

東日本大震災の復興も進まず、このところの中国との関係の悪化もあり、経済の回復も望めません。本市の歳入の増加も望めない今、義務的経費である人件費、扶助費、公債費をいかに抑えるかが、本市の財政を左右する重要課題と考えます。

財政調整基金積み増しにおいては、前年度4億5,000万円であったのに対し、6億2,000万円の積み立てを行い、財政調整基金残高は、前年度末の9億1,000万円から12億円ほどとなりました。

急激な経済事情の変動や地震など、自然災害や緊急事態の対応力の確保が求められることから、さらなる積み増しが必要です。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、22年度が84%、23年度は0.6%下げ、83.4%となり、財政の柔軟性を高めたように思われますが、この数値には臨時財政対策債の9億1,000万円が算入されていない数値でして、これを算入した数値では90.1%となり、経常収支比率は70から80%が適正な数値と言われているので、柔軟性が高くなったというのには、少々疑問に思われます。

決算は、単に使ったお金の後始末だけではなく、将来に向かっての改善策を掘り起こし、これを次年度以降の予算や事業執行に反映して、市民福祉の向上、潤いあるまちづくりにどれだけの行政効果、経済効果をもたらせたのかを検証することが重要であります。

さらなる事務事業の見直しと、収入未済額の徹底した徴収や各種使用料等の応益負担など、収入財源の確保とともに、財源に裏打ちされた事業計画の策定がなすべき課題と考えます。

市長を始め理事者、職員の皆さんが一丸となって、行財政改革に取り組まれていることは高く評価いたしますが、引き続き行財政改革を推進され、財政の健全化に向けて全力で取り組んでいただきたいという願いと同時に、今後においては、国の動向を注視しつつ、多様化する市民行政ニーズに的確に対応し、これまでの行財政改革による成果を活かす中で、市民の目線に立った施策を展開することにより、市全体の活性化を図り、本市の将来像実現のため改革の流れをとめることなく、限られた財源で最大の効果を上げる、さらなる努力を望むものであります。

以上で賛成討論を終わります。

続いて、藤江真理子議員。

No.26 ○5番(藤江真理子議員)

それでは、討論に入ります前に、決算委員会3日目の延会の件について一言申し述べます。

当日、誰が聞いても納得できる延会理由の説明もなく、疑問だけが残る延会になってしまったことは、とても残念に思いました。

それでは、中身のほうに入ります。

認定議案第1号から9号、平成23年度豊明市一般会計と特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

総評としまして、平成23年度の財政状況は好転したといえます。

具体的な数字で見えていきますと、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が、84%から0.6ポイント下がり83.4%に柔軟性が高まりました。

市債の現在高は126億円で、2億円の減少となり、公債費比率は0.2ポイント下がり、5.9%となりました。

財政調整基金残高は、平成23年3月31日の現在高が2億円だったのを、12億円弱まで増やしました。

その要因、前年度と大きく違う点を見ていきますと、大きく3つのことが挙げられます。

1つ目は、地方交付税総額が12億円となり、そのうち普通交付税が、前年度に比べ約3億円増額して、10億円余りの交付となったためです。

2つ目は、国民健康保険特別会計への繰出金5億円の1億7,000万円ほどとなりました。

3つ目は、人件費が、団塊世代の退職などで、前年度比1.7%減の41億円になったことによります。

市税収入は、個人市民税が6,000万円の減収となりましたが、法人市民税が増収となり微増でしたが、以上の3点により財政の健全化が図られました。

石川市長のマニフェスト関係では、入札改革が実施されました。平成23年度の効果額は小さいですが、落札率が約13%下がったため、今後の財源確保が期待できます。

また、市長みずから給与を半減し、改革に伴う痛みをみずから示されたこと、さらには、経常経費の削減や無駄の排除に努力した点も評価できます。

今後につけたいこと、改善してほしいことを述べます。

まず、一般会計では市民税の課税ミスがありました。市税は自主財源のもとでありますので、再発防止には万全の体制で取り組んでいただきますよう要望します。

資源ごみ奨励金について、資源ごみの売却金以上の額を、区や町内会などへ奨励金として支払っている点についても質疑しました。奨励金のそもそもの意義を考える時期に来

ていると思います。

文化会館自主事業については、コンサートチケットの販売率が39%や46%だったものもあり、自主事業への取り組み方に疑問を持たざるを得ませんでした。

次に、特別会計です。

墓園事業特別会計では、勅使墓園第2期第3工区工事で、決算額が契約金額より32%増、金額で2,700万円という多額の変更が行われたことです。

事前調査の甘さを指摘しましたが、今後似たようなことが起こらないよう、注意を払っていただきたいです。

有料駐車場事業特別会計では、使用料は増加したものの、起債の元金返済額までには届いておりません。さらなる経費節減と収入増の努力が必要です。

介護保険特別会計では、今後ますます介護給付費が増加していきませんが、急激な増加を少しでも緩やかにするための介護予防事業が、これからの重要施策の1つになってくると思います。

市政改革の会が決算審査で指摘した事項は約90件ありました。

また、触れることはできませんでしたが、改善すべき事項を述べました。

明後日には、豊明市で初めての事業仕分けが実施されます。その手法を活用し、補助事業、委託事業についても、そもそも論で順次見直し、根本的な体質改善を目指してほしいです。

今年、市制40周年を迎え、長い豊明の歴史の中で現在、私たちがどの段階にいて、これからどこへ向かおうとしているのかを、しっかり見据えなければなりません。

増大する扶助費1つを取り上げてみても、豊明市の財政を維持していくためには、公平な負担、世代間の分かち合いについての議論も重要になってきます。

子育て世代の私としましては、目先のサービスだけでなく、少ない納税人口で社会を維持せねばならない子どもたちの世代に、負担を残さない持続可能な行政運営を期待します。

最後に、市長は予算編成の過程を公開していくと述べられています。形だけの市民参加にせず、市民とともに悩み乗り越えるプロセスを大切にしながら、平成25年度予算に、これまで述べてきたことを活かしていただきますよう要望し、討論を終わります。

No.27 ○議長(安井 明議員)

続いて、杉浦光男議員。

No.28 ○10番(杉浦光男議員)

23年度決算について、議案の第1号から第9号までの一般会計及び特別会計に賛成の討論をいたします。

23年度は、相羽市政最後の予算に基づき執行されたものであります。耳にする国内の経済状況は、デフレ、内需の冷え込み、円高、株安、財政赤字等々であります。

こうした状況の中で、経済格差の拡大、中小零細企業の低迷、倒産、産業の空洞化等々、経済の厳しさは依然続いております。

このことは、市の自主財源の根幹をなす市税が横ばい、あるいは減少傾向にあることにもあらわれています。

決算は市政の歩んできた足跡を如実に示しています。安心・安全、医療、少子高齢化、教育等、これら市民に直結する課題、それへの施策は待ったなしの状況であります。

これらのことを踏まえて、3日間の決算委員会に参加して思ったことを、2～3述べさせていただきます。

多くの議員も述べたように、財政健全化法に基づく4つの指標、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債将来負担比率等々では、健全性を示しておりますが、これは1つの基準であって、このことをもって市の財政が万全であるとか、あるいは、どうのこうのということとは言えないというふうに考えております。

これも多くの議員が言いましたけれども、経常収支比率が83.4%、公債費比率5.9%、財政力指数、単年度で0.87、これらは厳しい財政状況にあることを示していると思います。

2つ目として、教育について申し上げますと、市長は教育環境日本一をうたっております。また私たち議員も、そのようになるように頑張っていかなければいけないというふうに思っています。

教育は着眼大局、着手小局でいくことが重要であると考えています。

着手のほうでいきますと、22年度で、緊急雇用で多くの補助教員、それから特別教育支援員等をつけていただきました。それがまた、23年度も引き続いてやっていただき、非常に教育の充実に役立ち、この一般会計からの持ち出しのお金が、豊明の将来を担う子どもたちのために、有効に活用されたというふうに思っております。

小局でもう一つ申し上げますと、着手小局でもう一つ申し上げますと、外国人児童を支援する学習支援事業、これは教育振興費の中ですが、100万円ほどありました。

私は、豊明には外国人がたくさんおりますし、教育環境ということになると、国籍を問わず、人種を問わず、全ての子どもたちが等しく成長していくことが、環境を充実させる最も重要なことだというふうに考えます。

そういう点からしまして、プレスクール等を開講したりするためには、100万円では少なかったかなと、これからの教育の着手小局で見ていく場合に、この100万円では少なかったかなというふうに考えております。

これが、教育についての一部です。

それから3つ目は、多くのまた、これも議員が言われましたが、基金の問題。

財政調整基金が、過去2～3年前は非常に厳しい状況まで落ち込んできました。が、ここ少し回復はしておりますけれども、交付金をいただいて、そして基金が増えているということ

は、やや自己矛盾に陥る状況であるというふうに私は決算を通して考えてみました。これがどういうことかということは、私自身もこれからの課題にしていきたいというふうに思います。

それから、決算を通しての私の視点ですけれども、不用額に注意して見てきましたけども、不用額というのは余ったお金ですので簡単に言いますと、予算の段階でそれがわからなかったのか、あるいは計画が無計画であったのか、あるいは市民ニーズに的確に 대응して一生懸命やって、いろんなことを工夫した結果、そういうふうに余ったのか、そういう視点で余ったお金については、私はずっと見ていきました。

昨年度のものとも一部比べてみましたけども、全体としては私はまあよかったかなということで今、賛成討論をしております。

それからこのことで、この視点についてもう一つ言いますと、足らなかった場合、補正で組むとか、そういうことはありますけども、やっぱり市民のニーズ、緊急性の問題、社会の変化、こういうものを的確に把握できる、行政にそういう能力があるかどうか、そういうことも試されるわけです。そういう視点も含めて、決算を見る必要があろうかというふうに思います。

単なる金が余った、金が足らなかったというだけでなく、今、私が視点を申し上げましたけども、そういう視点で決算を私は見ました。

以上、抽象的に数点申し上げましたけども、豊明市の財政は、何といたっても自主財源のもととなる市税等は非常に厳しいです。1人当たりの市税の市税額は14万8,000円で、この近隣の市町に比べて、やや低いです。こうしたことは、逆からいえば自主財源の確保ということになろうかと思います。

どうしたら自主財源を確保できるかということは、非常にこれからの課題であり、非常に難しい問題だと思いますが、取り組まなくてはなりません。

そこで、市職員への財政状況の周知と徹底をお願いし、効率的な財政運営をこれからもしていただけることを期待をし、私の賛成討論といたします。

以上です。

No.29 ○議長(安井 明議員)

続いて、毛受明宏議員。

No.30 ○2番(毛受明宏議員)

23年度認定議案の1号から9号までを、清新会を代表いたしまして全て賛成の立場で討論をいたします。

今回は、相羽市政の最後の予算執行ということであります。

まず、平成23年度における一般会計及び特別会計の決算総額は歳入314億円余と、若干の数字が伸びておりますが、個人市民税などの落ち込みを見ても、まだまだ経済低

迷、不況を感じられる厳しい状況下の予算編成、また予算執行であったと思います。

中でも、やはり東日本大震災より1年半が過ぎまして、豊明市の保育園、また学校施設の耐震化は、計画性を持ち順調な推移を図って進行していると評価をいたします。

この地方でも、東海、東南海・南海地震が、高い確率でいつ起きるかわからないという状況でありまして、今後は、教育施設が終わりまして、いよいよ司令塔となる市庁舎などの施設に入りますが、この辺も確実に進めていっていただきたいと思います。

そして次に、国保の中で医療費に関しては、この辺はですね、その年々に流行の有無によって、年始めにははかり知れない予算編成から始まるわけでありまして、決算に至りません。

大きな数字が出たり、縮んだりしておりますが、やっぱりこれも、市民をしっかりサポートしていく中で大変必要なことですので、今後もその辺の対応をよろしく願いいたします。

そして、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防のワクチンの任意予防接種助成事業については、これは全国的にも注目されております、病に關しての予防事業ということですので、市民が生活していく中で、安心・安全という面で大きな成果につながっていくと思いますので、今後ともこの事業の大切さを感じて推移していただきたいと思います。

そして、下水道、農村集落家庭排水ということでございますが、特に今回は、農村集落家庭排水事業においてメンテナンスの面で数字が計上されておりました。

これは私が思うには、上水というのは圧をかければどんな、多少の亀裂でも流れていきますが、下水に關しては、やはり自然勾配というのが原則でありますので、この辺をしっかりサポート、メンテナンスをしていっていただきたいと思っております。

これも余談ではございますが、液状化した被災地に学ぶものでございますが、やはり上水というのは、先ほど言ったように圧をかければ流れるということもありまして、この排水のほうですね、この辺は流れないということになると、上水が使えないということでストレスを感じると思いますので、日ごろ、このメンテナンスをしっかりやって、生活に支障を起ささないようお願いをしたいと思います。

そして、墓園事業に關しては、第2期第3工区が実施され、826区画ですか、拡大がされたわけでございますが、これもやはりつくった限りはメンテナンスがつきものでございます。

今回は、変更契約で当初の調査が甘かったということもありますが、実際に完了してしまったわけでありまして、この販売の運営面の努力とメンテナンスですね、しっかりやっていっていただきたいなと思っております。

次に、介護保険につきましては、認定者も徐々に増える中、負担が今後も増す予測がされております。

この辺も、いつ赤字に転じるかわからない数字にも見えてまいりますので、今後増え続ける負担を会計としてしっかり運営をしていっていただきたいと思います。

同様に、高齢者医療も同様でございますので、高齢者対策としてしっかり行っていただきたいと思っております。

そして最後に、今回は初日に、石川市長の小倉競馬場への出張ということで、時間を費やした場面がありましたが、まあこれはいけないとか、そういうのは私は判断しておりません。

しかし、最後の書類の訂正、ここまでやって、しっかりやって、明確なこれが出張ではないかなと思っておりますので、今後、市長の言葉から改めていきたいということがありましたので、この辺を踏まえて、しっかりやっていただきたいなと思っております。

依然として厳しい経済環境下でございますが、しっかりと豊明市長として務めていただいて、何とか健全化財政の確保、この辺をしっかりお願いいたしまして、認定議案第1号から9号までの賛成討論といたします。

No.31 ○議長(安井 明議員)

続いて、堀田勝司議員。

No.32 ○18番(堀田勝司議員)

議長の指名をいただきましたので、平成23年度決算認定議案第1号から9号について、市政会を代表して討論をいたします。

認定議案第1号 一般会計におきましては、市長の小倉競馬場への日帰り出張が、中京競馬場長との話し合いということで、いつの間にか1泊での出張になってしまっています。小倉競馬場長との話し合いならば、小倉で開かれるのは理解できますが、中京競馬場長との話し合いならば、いつでも地元、中京競馬場でできるはずであります。市民に理解が得られないということでもあります。

また、宿泊費は公務にならないとの判断で自分で支払ったということですが、そこから見えてくるのは、話し合いが主体でなかったと推察されるわけです。

追求されてから、遠隔地への業務は当然、帰ることまでが業務のうちに入っていると。日帰り出張であっても、業務が終了してから私ごとで宿泊して翌日、公費を使って帰ってくるのは認められるという正当性を主張し始めましたが、常識的に認められないし、通用もしません。

今後において、職員の出張でこのようなことが起こっても、認めていかなければならなくなってしまうであろうと考えます。

随行職員は日帰り出張で随行していったはずなのに、宿泊することになってしまった。宿泊費は職員が自腹で払ったそうだが、これはおかしいことです。

市長の随行は、彼にとって業務なのだから、当然公費で支払われるべきであり、日当も支払うべきだと思います。

職員と相談して払わないと決めたと答弁がありましたが、やっちはいけないことだと思

ます。

これでは公私の区別をつけずに、職員を子分としか思っていないというふうを考えられ、彼は市長の子分ではなく、市の大切な職員なのだから、許されないと考えます。

帰りの日が日曜日であったわけですが、この日は、随行職員にとっては休日なはずなのに、出勤日となってしまったと考える。休日出勤としての給与を払う必要があると思いません。

また、最初は小倉へ行ってから、中京競馬場長に話し合いをしたいと誘われたと言ったのに、業務命令書には既に1泊2日の日程となっていました。不思議ですね。

また、復命書が提出されてないということは、随行職員も、どこまでが仕事で、どこから私用なのかがわからなくて、書きようがなかったのかとも推測できます。随行職員も被害者の1人なのかもしれません。

しかし、これも後づけで、「口頭でもよいと書いてあるからよい」とごまかして答弁を始めた。これでは今後、他の職員に対して復命書を書くことを求められなくなってしまいます。市政が混乱してしまうことを案じます。

7万円強の経費を使って出張することは、大変貴重な税金を使うことで、とても軽微なこととは理解ができません。市民に対して説明する義務があると思う。当然、文書での復命書は必要であると考えております。

前市長もやっていたから私もやったとのことだが、日ごろから改革改革と言っているのだから、こんなときにこそ、改革するべきだと思います。

過去を踏襲しないとっておきなから、都合の悪いときは、平気で過去のことを踏襲してごまかす、信じられない行為であります。

旅行命令書は1泊2日の出張になっているのに、旅費計算書には日帰り出張になっていること、1つの業務に2つの異なった書類が存在することは、違法性さえ疑われることであります。

このことも、旅費計算書はあくまで旅費計算書であり、出張の形態をあらわすものではないと詭弁を使ってごまかそうとしたこと、このことも一般では通用いたしません。

等々、さまざまなことに対して詭弁を使ってごまかそうとしましたが、最後に反省の言葉がありましたので、決算に対しては認定ということにいたしました。

その他の事業に関しましては、おおむね良好に事業執行されていると、計数的なものは前の討論の皆さんがいろいろと述べておられますので省略いたしまして、おおむね良好に事業執行されていると認めて認定といたします。

ただし、市民税に4億 4,650 万円強の収入未済額があります。欠損にさせないように、十分な徴収作業を求めておきます。

また、2,400 万円に近い不納欠損額があり、これは大変大きな損失だと思われております。今後は不納欠損にならないように、徴収するように求めておきます。

認定議案第2号から9号までの特別会計も、おおむね良好に事業執行されていると認

め、認定といたします。

ただし、これらの特別会計においても、まず国民健康保険特別会計においては、6,400万円強の不納欠損額が出ております。

理由はさまざまあるようですが、逃げ得ということだけは許せないと考えておりますので、不納欠損を出さないように努力をしてください。

また、本年の未済額が国保税で6億5,540万円強、諸収入で4,200万円強、合計で約6億6,000万円強になっております。6億6,000万円であります。大変大きな数字となっております。十分に注意をしていただきたい。

下水道事業特別会計においても、225万円強の不能欠損金が出ております。3,110万円の収入未済額があります。

また、農村集落家庭排水事業特別会計においても、これは少額であります、予算的にも小さいものですから、7万4,424円の不能欠損金と60万円余の収入未済額があります。

介護保険特別会計においても、391万円余の不能欠損金、そして1,190万円強の収入未済額があります。

そして、後期高齢者医療特別会計においても、11万円余の不能欠損金と176万円強の収入未済額があります。

特別会計全体で不能欠損金は7,064万円強です。これは削減したという人件費に相当する額であります。そちらで削減しても、こちらで抜けていっては、プラスマイナスが帳消しされてしまいます。

収入未済額は7億510万円強あります。これだけの金額があるので、収入未済額を不納欠損にしないように、格段に収入の努力を求めておきます。

来年は、石川市長が自分でつくった予算に対する決算となりますので、十分な監視を我々は議員として、していきたいと思っております。

以上で討論を終わります。

No.33 ○議長(安井 明議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

初めに、認定議案第1号について採決を行います。

認定議案第1号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.34 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第1号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第2号について採決を行います。

認定議案第2号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.35 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第2号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第3号について採決を行います。

認定議案第3号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.36 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第3号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第4号について採決を行います。

認定議案第4号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.37 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第4号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第5号について採決を行います。

認定議案第5号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.38 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第5号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第6号について採決を行います。

認定議案第6号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.39 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第6号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第7号について採決を行います。

認定議案第7号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.40 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第7号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第8号について採決を行います。

認定議案第8号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.41 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第8号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第9号について採決を行います。

認定議案第9号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.42 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第9号は委員長報告のとおり認定と決しました。

以上で日程2を終わります。

ここで、会議の途中ではありますが、午後1時30分まで昼食のため休憩といたします。

午後零時16分休憩

午後1時31分再開

No.43 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程3、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第 56 号から議案第 66 号までの 11 議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について、それぞれ各委員長より報告を願います。

初めに平野龍司総務委員長、登壇にて報告を願います。

No.44 ○総務委員長(平野龍司議員)

議長よりご指名がありましたので、総務委員会に付託された案件について、審査内容と結果について報告いたします。

去る9月 10 日午前 10 時より、全委員と市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催し、議案の審査を行い、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第 58 号 豊明市暴力団排除条例の制定についてを議題といたしました。理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、豊明市及び管内の現状については愛知署に照会したが、現段階において暴力団や組織があるかということは、市民に対し不安をあおることになってはいけないので、差し控えるとのことでした。

豊明市が実施する暴力団排除に関する施策についてはこれからで、愛知署を始め、それぞれの機関が連携して、その施策を講じるように解釈している。

市や市民の責務として、警察署、その他関係行政機関に情報提供をすることは、個人情報保護条例があるので、その必要性に応じて対処するが、市の責務は義務的であるが、市民については努力義務である。

本条例については3カ月ほど周知期間を設け、広報等で市民の方にお知らせするなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論の内容は、暴力団排除に関する条例については必要であると感じるが、監視型社会を懸念するが、市民生活には影響はないということで賛成する。

市民の安全、平穏な生活を確保するために大切なことであり、市や市民、企業も一丸となって暴力団の排除に取り組むという姿勢を、市が音頭をとってその施策に取り組んでいただきたいなどの賛成討論がありました。

討論を終結し採決の結果、議案第 58 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 59 号 豊明市防災会議条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第 59 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 60 号 豊明市災害対策本部条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑・討論ともなく、採決の結果、議案第 60 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 61 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、人・農地プラン検討委員会を発足した理由は、豊明市の農業を今後どうしていくかを、農業に関係する人や団体の方に話し合いをしていただくものであり、マスタープランの関連事業として、今年度中にモデルケースとして1～2カ所設定し、農地プランを作成していくものですなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、議案第 61 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 63 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、議会費については、近隣各市の状況、議会の公開、議会報告会が予定されているので、要約筆記から全文筆記に切りかえるためである。

秘書管理費について、現在の給与システムは平成 17 年に導入したもので、人勧等々の改正で年々改修が肥大化しているため、今回、全面改正するものである。

市民活動費について、100 万円の委託料については、豊明まつり開催委員会に委託し、光の祭典としてペットボトルツリーをより華やかにし、ほかにミニツリーや光のトンネルなどをつくって、市制 40 周年を盛り上げていく計画である等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、議案第 63 号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

No.45 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

続いて一色美智子福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

No.46 ○福祉文教委員長(一色美智子議員)

議長よりご指名がありましたので、福祉文教委員会に付託されました議案の審査内容と結果についてご報告をいたします。

去る9月11日午前10時より、全委員と市長並びに関係職員出席のもと委員会を開催いたしました。

初めに、議案第63号 平成24年度豊明市一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、児童虐待については、豊明市内で昨年度は件数としては増えておりませんが、一時保護等のかなり重篤なケースが増えているということで、そういった方を学校でけがの状況など、カメラで撮影したりするための器具の購入です。

児童扶養手当の増額については、40人ほどの見込みです。

全額支給と一部支給の割合は、ほぼ半々です。

予防接種委託料の1回当たりの単価の9,800円には、国の示した単価の5,450円がワクチン代となっております。

教育振興費の備品購入費については、100分の100の国の補助金です。

手を挙げたのは、県内で4市町でしたが、採用されたのは当市だけです。

中学校3年生が放射線を実際にはかるため、石を購入します。この石は微量の放射線を発するが、保管は各学校にある理科準備室に、ガラス容器に入れて、施錠できる保管庫のほうに保管する予定です等の答弁がありました。

以上で質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第63号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第66号 平成24年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論はなく、採決の結果、議案第66号は全会一致により可決すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました議案の審査経過と結果についての報告を終わります。

No.47 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

続いて杉浦光男建設消防委員長、登壇にて報告を願います。

No.48 ○建設消防委員長(杉浦光男議員)

建設消防委員会の議案の審査結果について報告いたします。

失礼しました。議案の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る平成24年9月12日午前10時より、全委員と市長並びに関係職員出席のもと委員会を開催し、全議案を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告をいたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第56号 市道の路線廃止についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第56号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第57号 市道の路線認定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第57号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第62号 豊明市前後駅前広場管理条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第62号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第63号 平成24年度豊明市一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

質疑に対する主な答弁は、はしご車40メートル級のオーバーホールは、運用してからおおむね7年、その後、5年ごとに実施するという安全基準で決められておりますので、この後、そのつもりで整備するつもりです。

取り扱いに関しては、ふだんどおり取り扱い、訓練もふだんどおり行っておりますので、取り扱いが悪かったということはありません。

人・農地プラン検討委員会委員の報酬や補助金について、JAあいち尾東農業協同組合について補助もしています。

あと、補助をしているのが農協を含めて6団体です。

補助を出している団体が6団体で、全部で14名ですので、補助を出していない方は残り8名です。

この検討会についても、有償ということで検討させていただいております。

この予算を可決した後、10月に直ちに委員を招集し、検討会を開きたいと思っています。

検討会のメンバーについては、JA、農業委員会、土地改良区等、それから大規模戸別経営をしてみえる方、法人経営をしている方、集落農営の代表者等です。なおかつ、女性については3割以上を確保、消費者の代表も入れて14人というふうに設定しております。

質疑を終結し討論に入りました。

人・農地プラン検討委員会の報酬について、他市町で報酬を出さないというふうに判断したところが大変多かったという点を、今回、別に国の補助が出るので、報酬をつけて悪いというわけではありませんが、十分そういうことを検討すべきであったことを申し上げておきます。人・農地プランに限らず、委員の選定については、議会の同意を得てから進めていくように、このことを要望し、賛成とする。

消防の40メーターはしご車ですが、大きな金額を前倒しということですので、細心の注意を払っての安全確保に、これからも邁進していただきたいとお願い申し上げて、賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第63号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第64号 平成24年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

従来は最初の請求、それから次の督促1回と2回まででしたが、企業団の業務となるということで、利用料金と同様の2年の時効まで催告をしていただくというような業務が、企業団で増えたということになりますとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

委託が負担金に同額に変わるわけですけれども、豊明市の作業量、企業団の事務量等をよく検証され、今後の負担金の金額について交渉していただきたいというふうなお願いをして、賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第64号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第65号 平成24年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

理事者の説明を省略し、直ちに質疑に入りましたが、質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、採決の結果、議案第65号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設消防委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.50 ○議長(安井 明議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第 56 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 56 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.51 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 57 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 57 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.52 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 57 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 58 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、前山美恵子議員。

No.53 ○20番(前山美恵子議員)

議案 58 号、暴力団排除条例の制定について賛成の討論をします。

この条例は、公共工事の入札に暴力団関係者を参加させないことや、公共施設を利用させないことなどを定め、市や市民の責務を定めるものとなっていますが、暴力団を排除するための条例として必要であるから、賛成をするものです。

ただ、この条例で、市や市民が暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときに、警察や行政機関に情報を提供することの責務や努力を求めています。

暴力団に資する情報という非常に曖昧な表現で、個人情報に系統的に収集されるおそ

れがあることや、監視型社会の構築を招きかねない状況がつくられかねないことも感じ取れますが、市担当課からは個人情報目的外使用はできないことや、日常の市民生活に影響を及ぼさないことなどの約束をいただきました。

そういうことがないよう、ここに求めて賛成としておきます。

No.54 ○議長(安井 明議員)

続いて、早川直彦議員。

No.55 ○6番(早川直彦議員)

議案第 58 号 豊明市暴力団排除条例の制定について、市政改革の会を代表し賛成の立場で討論いたします。

豊明市暴力団排除条例は、市からの暴力団排除に関する基本理念を定め、市と市民が一体となって暴力団の排除を推進し、地域経済の健全な発展と市民の安全で平穏な生活を確保することを定めるものであり、市として愛知警察署と連絡を密にして、市民の皆さんや市内企業の皆さんに情報を提示して、暴力団の排除を訴えるとともに、全市を挙げて、基本理念にある暴力団を利用しない、暴力団に協力をしない、暴力団と交際をしないを推進しなければなりません。

暴力団排除条例の市民等の責務、第5条に、「市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に自主的に、かつ、相互に連携をして取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力しなければならない」となっており、愛知署管内で同じ9月議会で上程をしている日進市と長久手市においては、努めなければならない努力規定となっております。

あえて努力規定ではなく、しなければならない義務規定、すなわち市民の皆さんに重い責任の規定となっております。

その理由について、総務委員会の中で質問したところ、回答として、市は義務規定、市民の皆さんは努力規定であるという回答がありました。

各市の法規担当の責務という言葉の解釈の考え方によって変わるものであり、豊明市はしなければならない義務規定にしたものであると考えられますが、無理に市民の皆さんの協力を求めるのではないことが確認できましたので、義務規定の件は納得できましたが、安全で平穏な生活を確保するためにも、市民の皆さんに広報などで説明を行い、できる限り市民の皆さんに協力していただきたいという、市民等の責務をしっかりと伝えていただきたいことを添えておきます。

これから暴力団排除条例が適用されていくわけですが、対応する職員の皆さんについては十分研修を行い、愛知警察署と連絡を密にとり、万全な体制をしき、暴力団を排除した安全・安心なまちづくりを、市民の皆様との協力で推進されることを意見として申し上げます。

以上で賛成討論を終わります。

No.56 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 58 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.57 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 58 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 59 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 59 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.58 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 59 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 60 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 60 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.59 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 60 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 61 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 61 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.60 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 62 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 62 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.61 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 62 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 63 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、川上 裕議員。

No.62 ○1番(川上 裕議員)

議案第 63 号 平成 24 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)について、清新会を代表して賛成の立場で討論をいたします。

最初に、民生費、児童福祉事務事業での児童扶養手当費 2,589 万 9,000 円増については、所得減による給付額の増であり、児童の生活、教育に不可欠なものであると理解しております。

次に、衛生費、予防接種事業で、生ポリオ集団接種から不活化ポリオ個別接種への予防接種委託料 4,445 万 3,000 円増は、児童の健康、命を守るもので、非常に重要な費用だと理解しております。

消防費、常備消防設備維持管理事業で、平成 17 年購入の 40 メートル級はしご車の異音発生による修理と、前倒しのオーバーホール代を含め 3,294 万 9,000 円は、緊急時の市民の安全を守るために重要な事業であると解釈しております。

次に、電算関係委託料として3項目にわたり計上されていますが、秘書人事管理事務事業は、平成 17 年導入の人事給与システムの更新であり、また課税計算事業は、25 年度個人住民税対応のシステム改修費であります。

また、保育事業については、保育料システムを新規サーバーに取り込むシステム運用であります。

委託料金については、多少課題もありますが、いずれも運用の正確性、迅速化、効率化を高めることについて、重要な事業であると解釈しています。

その他の項目についても、前述した項目同様、市民の安心・安全、暮らし、教育に関して必要な事項であり、1億 9,688 万 2,000 円の一般会計補正予算に賛成とさせていただくものであります。

以上です。

No.63 ○議長(安井 明議員)

続いて、山盛左千江議員。

No.64 ○12番(山盛左千江議員)

議案第 63 号 平成 24 年度一般会計補正予算(第2号)について、賛成の立場で討論いたします。

今議会に提案されました補正予算は、歳入歳出それぞれ1億 9,600 万円余を追加し、176 億 4,200 万円余にするものであります。

額の大きなものを申し上げますと、桜ヶ丘沓掛線用地購入 7,000 万円、これで全体の 68.5%が購入済みとなります。

小児生ワクチンが不活化ワクチンに見直されたことにより、予防接種委託料が 4,400 万円増加されました。強制接種で自治体負担が一気に増えることとなります。

近隣市町と比較し、わずかではあります、安価な委託契約としたことは評価いたします。

また、40 メートルのはしご車の修理は 3,200 万円と、大変高額であります。日常訓練時、異音の発生、油漏れが生じたということで、オーバーホールを2年前倒し、修理とセットで行うということでした。

予定外の故障に、その責任がどこにあったのか、疑問は残るものの、セットで実施することにより、560 万円安価になるということで、修理は認めるものといたしました。

ただ、本はしご車を扱う業者は全国で1社しかなく、独占状態にあります。適切な契約内容となるよう、注意を求めています。

額は 12 万円と小さいのですが、人・農地プラン検討委員報酬については、若干申し述べておきます。

1つは、他市町の多くが無償である点、2つ目は、議案の提案前に委員の選定、内諾を終えていた点です。

国は、検討委員の報酬を補助対象にしてはいますが、本市は補助申請が間に合わず、市税により支給されます。

他市が無償とした理由は、重複支給を避けるためが多かったです。

本市の検討委員は 14 名で、議員から選出されている農業委員は、議員報酬と農業委員報酬、さらに検討委員報酬の三重に支給されることとなります。

また、その後、決算資料を調べたところ、本市の補助団体から選出された委員が7名、県等の職員が2名と、委員のほとんどが何らかの重複支給となってまいります。他市町が本報酬を支払わないというふうにしたのも、納得いける部分があります。

(発言する者あり)

No.65 ○12番(山盛左千江議員)

静かにしてください。

その他の理由としては、補助を受けると国の縛りが生まれるので避けたいとか、市の附属機関扱いとしていないから、またコスト削減のためであるなど、さまざまでありました。

報酬がなければ、必要なときに必要なだけ、検討会が開催できるという利点もあったかと思えます。

2つ目の人選、内諾の問題ですが、議会に通ることを前提に手続を進めた点を指摘せざるを得ません。

議案が否決されたらどうするのか、今の議会は何が起こるか分からない状況にあるのですから、特に慎重にあるべきです。

また、それ以前の問題として、議案に上げることの意味がわかっていないのではないかと、申し上げなければなりません。

報酬自体、問題はないので賛成はいたしますが、今後同様のことがないように、十分注意するよう申し添えて討論を終わります。

No.66 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 63 号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.67 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 63 号は各委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 64 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 64 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.68 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 64 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 65 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 65 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.69 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 65 号は委員長報告のとおり可決されました。
続いて、議案第 66 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第 66 号に係る委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.70 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 66 号は委員長報告のとおり可決されました。
以上で日程3を終わります。
日程4、報告第6号を議題といたします。
理事者の報告を求めます。
横山経済建設部長。

No.71 ○経済建設部長(横山孝三君)

報告第6号 専決処分事項の報告について。
地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。
次のページをごらんいただきたいと思います。
専決第6号でございます。
損害賠償の額の専決処分書。
地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決したものでございます。
専決日は、平成 24 年9月 10 日であります。
記といたしまして、損害賠償額は6万 3,000 円であります。
原因は、公用車の接触による物損事故であります。
事故の概要でございます。資料を配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。
事故は、平成 24 年8月 29 日、水曜日、午前9時 15 分ごろ、前後町鎌ヶ須地内において、粗大ごみを回収するために小型貨物車の向きを変えようと何度か切り返しをしたところ、車の後部を、相手方のコンクリート塀とアルミフェンスに接触させ、破損させてしまったものでございます。
過失割合は、市が 100%であります。
職員には、日ごろから安全運転に努めるよう指導してまいりましたが、不注意でこのような事故を起こし、まことに申しわけございません。
事故後には、職員には安全運転を徹底するよう指導したところでございます。

今後は、こうしたことを起こさないよう、事故防止に努めてまいりたいと思います。
ご迷惑をおかけしまして、大変申しわけございませんでした。
以上で報告を終わります。

No.72 ○議長(安井 明議員)

理事者の報告は終わりました。
ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。
(発言する者なし)

No.73 ○議長(安井 明議員)

以上で日程4を終わります。
日程5、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。
議案第 67 号を議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。
石川市長。

No.74 ○市長(石川英明君)

議案第 67 号 教育委員会の委員の任命についてご説明いたします。
現教育委員会の委員、後藤 学氏の任期が、本年9月 30 日をもって任期満了となりますので、後任として兼子幸夫氏を選任するものでございます。
この場をおかりして、4年間、教育委員、教育長として活躍されました後藤氏には、深くお礼申し上げる次第であります。
なお、この案を提出しますのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項に基づき、議会の同意を得る必要があるからでございます。
兼子幸夫氏は、お手元の資料のとおり、大久伝町中 11 番地2にお住まいで、生年月日につきましては、昭和 25 年2月 28 日生まれでございます。
略歴につきましては、次のページに記載されておりますとおり、名古屋大学工学部をご卒業後、電動ドリルなどの工具製造メーカーであります株式会社マキタに就職され、開発技術部設計課や品質管理部品質保証課など、製品開発に携わる部門で長年にわたりご活躍をされました。
製品の開発に当たっては、日本国内はもとより、諸外国においても適合するグローバルな規格基準を満たす技術の開発や、信頼性の確かな製品の製造のため、品質管理部門においてもご活躍をされ、これら民間企業で長年にわたり培われたものづくりの精神は、計画して実行し、検証した上で改善するという、本市の教育行政の評価、改善の理念にも共通点があり、教育委員として大局的立場に立って、教育行政の方針や大綱の決定に携

わっていただけるものと期待をするものであります。

兼子氏は、人格識見いずれも豊かで、特にマネジメントの分野では、幅広い知識と経験をお持ちであり、教育委員会委員として適任者であると考えます。

任命に関しまして、議員各位の賛同をいただきますよう、切にお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、任期につきましては、平成 24 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの 4 年間となります。

以上で説明を終わります。

No.75 ○議長(安井 明議員)

提案理由の説明は終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

村山金敏議員。

No.76 ○15番(村山金敏議員)

それでは、議案第 67 号 教育委員会委員の選任について、賛成の立場で討論をいたします。

さて、兼子幸夫さんについては、皆さん、なじみがないことかと思えます。

私から少し紹介させていただきます。

まず、経歴については、皆さんのお手元に配付されました資料のとおりです。

さらに補足をさせていただきますと、元市消防団第3分団員として活躍され、地区では町内会長や生産組合長等々を歴任、地域の発展には造詣が非常に深い方であります。ついでに、英語もすごく堪能である方であります。

人格識見ともに高く、性格は至って穏やかで、さらに慎重な方でもあります。

昨日もお会いいたしました。教育に対しても熱い気持ちを語っておられました。教育委員には最適任者と思えますので、議員諸氏のご賛同をお願いいたします。

さて、後藤教育長におかれましては長年、大変ご苦労さまでした。

退任後は、ご健康に留意され、豊明市の教育のますますの発展と、後進の育成にお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

No.77 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.78 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 67 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.79 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程5を終わります。

日程6、意見書案第3号から意見書案第5号までの3件を一括議題といたします。

初めに、意見書案第3号及び意見書案第4号について、提出者より提案理由の説明を求めます。

一色美智子議員、登壇にて説明を願います。

No.80 ○8番(一色美智子議員)

議長よりご指名がありましたので、意見書案第3号及び第4号の2件について提案説明を行います。

それぞれ朗読をもって提案説明にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

初めに、意見書案第3号を朗読いたします。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書。

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、愛知県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、「経常費2分の1助成(愛知方式)」、「授業料助成」など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、平成 11 年度に経常費助成が総額 15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価では徐々に増額に転じてきたが、この3年間は国からの財源措置(国基準単価)を下回る状態が続いている。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

また、平成 22 年度から公立高校が無償化され、私学にも就学支援金を実施されたが、県は深刻な財政難を理由に、県独自予算を大幅に縮小し、無償化対象は年収 350 万円未満の家庭にとどまっており、父母負担の公私格差は大幅に広がっている。

父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたる県政の最重点施策でもあった。確かに、県の税収減など財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこ

そ、公私格差を是正し、公私両輪体制を充実する強い姿勢が求められている。

よって、本市議会は県に対し、国からの支援金を加算し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても、国から財源措置のある「国基準単価」を保障し、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 27 日

提出先 愛知県知事 殿

愛知県豊明市議会議長 安井 明

続いて、意見書案第 4 号を朗読いたします。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書。

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和 50 年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっており、また、昨今の不況も重なって、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。さらに、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

また、平成 22 年度から「高校無償化」の方針の下、国公立高校のみが無償化されたとともに、私学へも一定の就学支援金が支給されたものの、今なお私学の生徒と保護者は高い学費、公私間格差を強いられている。

よって、本市議会は国に対し、国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、併せて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 27 日

提出先 内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣 殿

愛知県豊明市議会議長 安井 明

以上、2 件の意見書案につきまして、議員全員の賛同をお願いいたしまして、説明を終

わかります。

No.81 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

続いて、意見書案第5号について提出者より提案理由の説明を求めます。

早川直彦議員、登壇にて説明を願います。

No.82 ○6番(早川直彦議員)

それでは、意見書案第5号の提案説明をさせていただきます。

脱原発依存社会の早期実現のための再生可能エネルギーの拡大と低エネルギー社会の計画的実現を求める意見書について、豊明市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提案理由は、地方自治法第99条の規定により議会の議決を求めるからです。

意見書案の内容を説明しますので、次ページをおめくりください。

それでは、朗読をもって提案説明とさせていただきます。

脱原発依存社会の早期実現のための再生可能エネルギーの拡大と低エネルギー社会の計画的実現を求める意見書。

3月11日の東日本大震災により、原子力発電の安全性と国のエネルギー政策に対する国民の信頼は大きく揺らぐこととなった。

政府は8月22日に、2030年時点の原発依存度をめぐる討論型世論調査や意見聴取会、パブリックコメントの結果を報告した。パブリックコメントでは、「その他」意見を除くと「原発ゼロ案」支持が81%、「段階的にゼロ」8.6%を合わせると約9割が「原発ゼロ」を支持し、意見聴取会では出席希望者の7割が「原発ゼロ」を、また、討論型世論調査でも、事前に32.6%だった「原発ゼロ案」が最終的には46.7%に拡大し、いずれも「原発15%案」や「20～25%案」を圧倒する結果となった。

また、将来のエネルギー政策で最重視する点では、4人に3人が「安全の確保」を挙げ、エネルギーの「安定供給」より、再生可能エネルギー・省エネ策は負担拡大しても進めるとする意見がもっとも多く示された。これは、核廃棄物処理問題や収束が見通せない原発事故が大きく影響しているといえる。

エネルギーは、国民の暮らしや経済活動にとって必要不可欠なものであるが、福島原発事故によって巨大なリスクが明るみに出た今日、原子力発電から再生可能エネルギーの政策転換を進める必要性を感じる。

よって、本市議会は国に対し、国民の声を重く受け止め、可能な限り速やかに脱原発依存社会を実現するよう求めるものである。また、そのためにも、再生可能エネルギーの計画的普及、安全な国産エネルギーの確保とともに、低エネルギー社会の構築に向けて積極的に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 27 日

提出先 内閣総理大臣

文部科学大臣

経済産業大臣

環境大臣

内閣府特命担当大臣(原子力行政) 殿

愛知県豊明市議会議長 安井 明

議員各位の賛同をお願い申し上げます、提案説明といたします。

No.83 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております案件は、いずれも意見書案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

初めに、意見書案第3号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.84 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.85 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第4号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.86 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.87 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第5号について討論のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.88 ○12番(山盛左千江議員)

それでは、意見書案第5号 脱原発依存社会の早期実現のための再生可能エネルギーの拡大と低エネルギー社会の計画的実現を求める意見書に対し、賛成の立場で討論いたします。

この夏、心配された電力不足も回避され、電力の融通を行うことで大飯原発の再稼働すら、不要であった可能性も言われております。

しかし、火力発電の依存度が増し、CO2の問題、燃料代の高騰による電気料金値上げが障壁となっていることも確かです。

また、原発が建ち並ぶ市町では、脱原発が暮らしを直撃するという複雑な問題が存在していることも理解できます。

それでも、ただいまの意見書にありましたとおり、多くの国民は脱原発を望み、それは世界の動きでもあります。

少し前になりますが、ノーベル賞作家の大江健三郎氏が発起人となり、脱原発を訴えた大規模な市民集会、さようなら原発 1,000 万人集会が、東京代々木公園で開かれました。

その中で、音楽家の坂本龍一さんは、「たかが電気のために何で命を危険にさらさないといけないのでしょうか。子どもを守りましょう。日本の国土を守りましょう」と呼びかけ、作家の瀬戸内寂聴さんは、「政府への言い分があれば、口に出して言えばいい。体にあらわしていい。たとえ、むなしいと思うときがあっても、それにめげないで頑張ってください」と語りかけました。

命の問題として、新たな原発再稼働は許さず、今稼働中の原発の停止は可能な限り迅速に、また廃炉や核廃棄物の処理、原発ムラの自立策など、国に着手を求めるためにも、再生可能エネルギーの計画的普及、安全な国産エネルギーの確保とともに、低エネルギー社会の構築は極めて重要なことと考えます。

浜岡原発の放射能危険域にある、この豊明の市議会から、脱原発を発信することの意味は大きいと思います。

政府に脱原発依存の方向性を出させるためにも、議員各位の賛同を求め、討論といたします。

No.89 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

伊藤 清議員。

No.90 ○17番(伊藤 清議員)

意見書案第5号に対しまして、市政会を代表しまして反対の立場で討論をいたします。

3・11の東日本大震災により、原子力発電の安全性は根本から崩れ去りました。

国民の大多数から遠く離れた一部の人たちが、意図的につくり出した安全神話であったことが、露呈をしたわけであります。

国民の多くが脱原発を求めていることは明らかであります。しかしながら、具体的な提言に欠ける本意見書案には賛成をいたしかねます。

以下、具体的に申し述べます。

本市を含む中部電力管内では、浜岡原発の稼働停止の影響を、火力発電所の稼働で当座を乗り切っておりますけれども、中部電力においては、燃料費の増加で大幅な赤字を計上しておるところであります。

当面、電気料金には転化をしないということでありますけれども、これは将来にわたり保障されるものではありません。

東電管内では、既に電気料金が値上げをされておりますけれども、このようなことが、他の地域においても今後予想をされるわけであります。

既に、さまざまな機関が、さまざまな試算を出しておりますけれども、これらの値上げが、生活保護受給者や年金生活者などの低所得者に対して重大な影響を及ぼすこと、また、これらの社会的弱者に対する配慮が、この意見書案では残念ながら全く言及されておられません。

また、東電管内では、電気料金の値上げに多くの中小企業が悲鳴を上げておる、これが現実であります。

長引く景気低迷によるデフレ、さらには高値で安定した感のある円相場、そこに電気料金の値上げが加われば、これは企業の海外進出などに、さらに拍車がかかるという懸念がされます。

また、中小零細企業に至っては、倒産の危機に現実にさらされておるわけであります。

このことは、脱原発による電気料金の値上げを受忍する、しないという議論以前の問題で、生活の糧を得る場、働く場を失うことを意味するわけであります。

脱原発イコール電気料金値上げとならないようなさまざまな施策を、複合的に実施することが必要となるわけであります。

例えば、東電の問題で明らかになってまいりました電力会社の経営体質の改善、また発送電分離による発電事業への新規参入促進、競争原理の導入、また技術面においては、送電ロス小さくするための技術開発、太陽光発電に代表される再生可能エネルギー普及のため、補助金の大幅増額、またそれらに係る技術開発や設置を促進する政策減税の導入等々、必要とされる政策は多岐にわたるわけであります。

エネルギー政策というものは、国の経済また経済政策に大きな影響を及ぼし、国民生活

に直接的な影響を及ぼします。外交、安全保障と同様に国の根幹に係る重要な問題であります。

この意見書案の方向性、脱原発ということについては理解をいたしますが、社会的弱者に対する値上げ時の配慮、また、脱原発イコール電気料金の値上げにならない具体的な方策を何ら明示することなく、大衆迎合的な本意見書案には到底賛成しかねるものであります。

以上。

No.91 ○議長(安井 明議員)

ほかにごございませんか。

(発言する者なし)

No.92 ○議長(安井 明議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.93 ○議長(安井 明議員)

賛成多数であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で日程6を終わります。

ここで、議事の都合により暫時、休憩といたします。

午後2時38分休憩

午後2時55分再開

No.94 ○議長(安井 明議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告願います。

毛受明宏議会運営委員長。

No.95 ○議会運営委員長(毛受明宏議員)

議長よりご指名がありましたので、この休憩中に開催いたしました議会運営委員会の結果をご報告します。

お手元に配付されておりますとおり、動議第4号の提出がありましたので、その取り扱い

について議会運営委員会で協議をいたしました。

その結果、動議第4号を直ちに本日の日程に追加し、議題とすることといたしました。
以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.96 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

お諮りいたします。お手元に配付をいたしましたとおり、議員より動議第4号が提出されておりますので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.97 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第4号 豊明市議会改革推進特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査についてを直ちに日程に追加し、議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

藤江真理子議員、登壇にて説明願います。

No.98 ○5番(藤江真理子議員)

それでは、動議第4号 豊明市議会改革推進特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について提案説明をさせていただきます。

提案理由としまして、地方自治法第110条第4項及び豊明市議会委員会条例第6条の規定により、議会の議決を求めるからです。

もう少し詳しく説明させていただきますので、ページをおめくりください。

豊明市制40周年のテーマにありますように、豊明のまちの魅力を再発見し、また新たな魅力を創造していくためには、市役所のオーナーである市民の役割、行政の役割、そして議会の役割も、時代に応じて変化していくことが求められています。

市民の皆さんからの負託に応えようとしている私たち議員は、時代が変わっていく過渡期真っただ中にいると私は認識しております。

それでは、設置の理由について述べさせていただきます。

今年度から議会基本条例が施行され、通年議会の採用、一般質問での一問一答方式の導入、反問権、議場へのカメラ導入など、制度としては少しずつ前進していますが、手つかずの部分もあります。

また、今年9月に自治法が改正され、議会の中でも見直し、協議していかなければならないものも現実に出てきており、6カ月間の猶予はあるものの、差し迫った事項でもありません。

また、議会基本条例の中で開かれた議会を目指している以上、これまで先輩議員の

方々が積み重ねてこられた歴史から生まれたルール、条例や要綱、申し合わせを、事業仕分けの手法、つまり市民に公開の場でそもそも論から入り、議員全員が意識を共有しながら、見直すべきところは見直す、いいところは今よりもっと市民にわかりやすく活かしていく知恵をみんなで絞り、一つひとつ本気で議論していく場が必要だと思うわけです。

内々の話し合いではなく、公の委員会を設置する意義は、記録に残るということだけでなく、傍聴も可能となり、開かれた議会の必須条件であるのは言うまでもありません。

名称については、豊明市議会改革推進特別委員会です。

付託事項としまして、1、豊明市議会基本条例に規定されている事項の運用等について。

これは1例を挙げますと、議員定数、議会報告会、政務調査費のあり方、議員間討議などであります。

2、豊明市議会の議会改革全般について。

6月定例会議会、また今定例会議会でも、市民から出されました陳情の内容も含めて、例えば委員会傍聴者の数、議長公用車、議員報酬、議長・副議長選挙、事務連絡のペーパーレス化、全員協議会のあり方など、検討課題の項目が幾つか挙げられますが、項目については、各会派から見直すべき事項を出していただいた上で、協議、決定していけばいいと思っております。

定数については、正副議長を除く全員としました。

昨年も、委員会設置の動議を提出しました。そのときの提案説明では、委員の数を7名としましたが、設置の反対理由で、少ないのではないかと、全員でやるべきではないかという声もあったことから、今回は全員にしました。全員であれば、いろいろな意見が出て、議論を深めることができると思うからです。

調査期限につきましては、閉会中の審査継続については、取り組む事項が多岐にわたると見込まれ、年度中の終了は困難と考えました。年度をまたぐ可能性がありますので、このようにいたしました。

私たち議員は、市民の代弁者として議場で当局側に要望や注文、提案などをします。よい事業だと思えば推進する立場を、この事業は不適切だと思えば、改善や廃止を求めたりもします。

行政側は副市長もかわり、職員の皆さん方も、市民に求められるこれからの行政のあり方を、みずから問い直し、変えていこうとしています。

議会の体質が今のままでは、私たち議員は、市民の代弁者としての役割を、半分も発揮できないのではないのでしょうか。

もっといろいろな年齢層の方たちに、議会も変わってきたよねと、市民に実感してもらわなければ、議会への無関心どころか、不信感が増すばかり、非常に危機感を感じてしまうわけです。

僭越ではございますが、今のままでよいと思っている先輩議員や1期目議員の皆さんは

いらっしゃらないと思います。

議員個人の問題ではなく、議会全体として変えていくこと、どう変えていくかも含めて、話し合いの場である議会改革推進特別委員会設置への議員全員のご賛同を強くお願いしまして、私からの提案説明を終わります。

No.99 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.100 ○20番(前山美恵子議員)

では、すみません、お尋ねをいたします。

ここに議会の付託事項、1項目、2項目あります。

今、壇上のほうで少しご説明をいただきましたけれども、特別委員会を立ち上げるほど重要な内容ではないと、私は感じるんですけれども、それについてもうちょっと詳細にお答えをいただきたいということと、それから、最後に議会全体を変えていくということが必要だということで、この委員会を設けないといけないというようなことをおっしゃられました。

この意味についても、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

No.101 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

藤江真理子議員。

No.102 ○5番(藤江真理子議員)

1つ目の、特別委員会の設置の必要性についてですけれども、これは先ほども述べましたように、きちんとした法定委員会の場で行うことで、初めて市民も傍聴ができますし、開かれた議会という基本条例の理念に基づきますと、きちんとした委員会の設置が必要だと考えています。

あと、議会全体として変えていくということの考えについてですけれども、1人の議員がああしたらいい、こうしたらいいと話しているだけでは、なかなか前に進みません。

いろんな考えの違う議員が、まず同じ土俵で議論を深めていくこと、議会全体として市民に発信していく必要性が求められていると思うので、提案いたしました。

以上です。

No.103 ○議長(安井 明議員)

ほかにございせんか。

前山美恵子議員。

No.104 ○20番(前山美恵子議員)

特別委員会を立ち上げるんでしたら、何が問題で、何を審議をするかということが大変必要なんですけれども、ちょっと今のお答えでは漠然としていたので、何を目指していくか、まあちょっとわからなかったんですけれども、何が問題、どういう大きな問題が、特別委員会を立ち上げなきゃいけないほど、どういう大きな問題があるのかということをお答えをいただきたいと思います。

No.105 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

藤江真理子議員。

No.106 ○5番(藤江真理子議員)

何が問題かと、今、私が一番感じていますのは、議員、皆さん同士の中での自由闊達な議論ができていないということです。

例えば、せっかく全員が集まる全員協議会という場がありますが、そこは協議する場になかなか今できておりません。

いろんな、1人の人の意見を通すとかいうのではなくて、皆さんのそれぞれの考えに耳を傾けて議論する、それを、議会としての報告会も今後開催されていくかと思っておりますけれども、議会としたまとまりを市民に示していくことが大事だと思っています。

No.107 ○議長(安井 明議員)

山盛左千江議員。

No.108 ○12番(山盛左千江議員)

補足の答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、どうして特別委員会が必要かということでもありますけれども、特別委員会がなければ、逆にどこで議論をすればいいのでしょうか。まず、その場所がないということです。

万が一、議会運営委員会でこういった協議を行うのだとすれば、そこには1人会派の方は入ってこれません。会派の代表だけになってしまいます。そういった場で、議会のルールを決めていいのかどうかという大きな問題が1つあるというふう考えております。

大きな問題であろうとなかろうと、議会基本条例にうたわれている中のことで、決められてないこと、まだ決めなければいけないことが残っている以上、大きい小さいにかかわらず、どこかで協議するのであれば、市民に開かれた場所で、議会運営委員会は今、傍聴ができませんので、先ほど陳情で不採択になりましたが、傍聴ができませんので、法定委員会、特別委員会を設置しなければ、そういった市民の参加はまだ実現できない、そういった大きな問題も抱えておりますので、この設置の必要性を皆様にお伝えしたいと思いません。

以上です。

No.109 ○議長(安井 明議員)

ほかにございせんか。

川上 裕議員。

No.110 ○1番(川上 裕議員)

ただいまの補足説明で、少し的がちょっとわからなくなってきましたけど、そもそも、なぜこの改革をしないといけないのか、そこをはっきりしていただかないと、この委員会を設置する意味がわかりません。

確かに、豊明市議会基本条例に規定されている事項の運用等についてやることについては、これについては賛成いたします。

しかしながら議会改革と、何を議会改革するのかというのをはっきりしていただかないと、意味がなくなってくると思いますけども、そこら辺、もう一度説明をお願いいたします。

No.111 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

山盛左千江議員。

No.112 ○12番(山盛左千江議員)

議会改革の「改革」という名称にこだわっていらっしゃるのではないかというふうにお見受けをいたしました。

それでは、川上さんは議会が今のままでいいというふうにご考えていらっしゃるのでしょうか。

(発言する者あり)

No.113 ○12番(山盛左千江議員)

違うと思いますよね。何かが変わっていきなさいいけないですし、静かにしてください。

議長、静粛にするように注意の喚起をお願いいたします。

No.114 ○議長(安井 明議員)

答弁を続けてください。

No.115 ○12番(山盛左千江議員)

今、川上さんが言われたように、改革という言葉にこだわっていらっしゃるのではないかと思います。

条例の中には、やらなくてはいけないことがたくさんうたわれていますが、どこでそれを協議するのでしょうか。その場所がないんです。

ですので、開かれた場所で皆で協議する、そういう場所をつくりましょうということです。

改革という言葉が、少しお気に召さないということであるならば、改善でも、改正でもよかったかとは思いますが、一番わかりやすい議会改革という言葉を使わせていただきました。

ここで申し上げるのもなんですが、今、議長席にお座りの安井 明議員のホームページを見ますと、「議会改革」という言葉が踊っておりますので、今年度の議長さんの意思もここにあるというふうに私は確信をしておりますので、ぜひ、この名前でご理解いただければと思います。

以上です。

No.116 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

川上 裕議員。

No.117 ○1番(川上 裕議員)

また、反論するわけではありませんけども、であればですね、今のお話の中でいくと、そういう場を設けたいというのが目的ですね。

だから、ここでいう議会改革ということについては違うと思う、趣旨が違うでしょう。

そこら辺をもう一度、説明してください。

No.118 ○議長(安井 明議員)

答弁を願います。

山盛左千江議員。

No.119 ○12番(山盛左千江議員)

何度も申し上げますが、改革という言葉がお気に召さないのであれば、その判断は難しいところかもしれませんが、場所だけあっても、やるべきことがなければ、その場を設ける必要はありません。

やるべきことがある、その特別委員会を設置したいというふうに提案させていただきました。

近隣市町を見れば、大変いろいろなことに取り組んでいらっしゃるところは、あることはご承知だと思います。

議会のインターネット放映についても、まだ具体的に決まっていない状況でもありますし、さまざまなことを協議するのを、改革という名前がお嫌いであれば、そのことは流してください。

でも、やらなきゃいけないことはたくさんあるということを理解し、賛成をよろしくお願ひしたいと思います。

No.120 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.121 ○議長(安井 明議員)

以上で動議第4号に対する質疑を終結いたします。

本案は議員提出案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.122 ○20番(前山美恵子議員)

この特別委員会を設置する必要はないと感じますので、反対の討論をさせていただきます。

議会基本条例という基本的なものが、まだ始まったばかりです。

まだまだ、これから細部にわたっては、まあ主体となるのが議会運営委員会だと思えますけれども、始まったばかりで、これから進んでいくときに、こんな大きな特別委員会を、これを立ち上げる必要はないというふうに思います。

それと説明の中に、議会全体の改革とかと言われておりますが、本当に特別委員会を立ち上げなければいけないほどの大きな問題、これが私としてはちょっと感じられないということで、反対いたします。

No.123 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

川上 裕議員。

No.124 ○1番(川上 裕議員)

この趣旨は、私は基本的には理解できるんですけど、ではですね、先ほど来から同じことを言っているんですが、豊明市議会基本条例に規定されている事項の運用等についてということであれば、議会基本条例の運用をするという機関をつくれればいいことであって、わざわざ議会改革推進特別委員会というものでなくてもいいかと思います。

例えば、どこかの議会報告会でやっておりましたけれども、議員でプロジェクトをつくって準備をすとか、そういうようなことをやっているところもあるわけです。

ですから、そういう基本条例を進めたいのであれば、そういうことでやるということも、1つの手立てかと思います。

ましてや、まだスタートしたばかりで、基本的にまだ何も、何もやってないとは言いませんが、まだほとんど進んでないところですので、進めながらやっていくということでもいいんじゃないかと思います。

ということで、そういうことであれば賛成できますけれども、そうでなければ反対の討論とさせていただきます。

No.125 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤善人議員。

No.126 ○4番(近藤善人議員)

それでは、動議第4号 豊明市議会改革推進特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について賛成の討論をいたします。

まず初めに、議会改革の進んでいる上位3自治体の例を簡単に述べたいと思います。

2012年5月の調査結果で、総合でトップの千葉県流山市は、全ての委員会をインターネットで中継録画、表決した議案に対する議員個人の賛否も公表する等、徹底した情報公開が最大の特徴です。

10年4月に、無料の動画配信サービス、ユーストリームによる議会活性化推進特別委員会のライブ中継を試験実施されました。

公式配信としては全国初の試みで、その後、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会のライブ中継も行っています。

同年5月には、流山市議会ツイッターの公式アカウントを開設し、今年2月には、全国市

議会初となるフェイスブック公式ページを開設しました。

次に、ランキング2位の三重県鳥羽市議会の部門別での情報公開度は4位、住民参加度19位、議会運営の改善度は3位、本会議と全委員会、全員協議会、全てをネット中継しています。

住民に対する議会報告会は37会場で実施、請願・陳情者が議会で直接説明する機会を保障、その内容を議事録にも残しているそうです。

特筆すべきは、昨年4月の改選後に会派制を廃し、会派の壁を壊し、議員14人全員が結束して議会活動を進めている点です。

3位の佐賀県嬉野市では、前回9位だったので、早くから議会改革を進めていた議会です。

情報公開度9位、住民参加度、運営改善度はともに5位、議会報告会は16回開催、請願・陳情者の発言保障。この議会で特筆に値するのは、議長の任期をたらい回しで1～2年としている嫌が多い中、議長の任期は原則4年となっていることです。

本市の議会改革は始まったばかりであります。昨年、議会基本条例が作成され、本年4月より施行されています。

条例の第12条に、市議会は市民に対し情報を公開し、市民との情報の共有に努めなければならない。また第14条の2には、市議会は情報技術の発展を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が市議会と市政に関心を持つよう、市議会の広報活動に努めるものとするがあります。

6月定例会議会より、議場にカメラが設置され録画されましたが、放映はされませんでした。9月定例会議会も録画はされましたが、放映はいつ行われるのでしょうか。議会報告会も早急に開催しなければなりません。

市民にとって議会や議員は何をやっているのかわからない、それが市民の議会に対する不満の要因であり、情報発信がテーマです。

情報通信技術、ICTは、市民と議会をつなぐ有効な手段であり、ICTを活用することで、議会情報にアクセスしやすく、議会の透明性や公開性を高めていく。そのことで議会への市民参加を促進し、民主主義のプロセスに市民がより深くかかわる機会を提供しようとしています。

本市近隣のほとんどの市町が既にネット配信しています。本市においても早急な放映が望まれます。

先の議会運営委員会で、市民よりの3件の陳情、委員会の一般傍聴者数上限引き上げの陳情、9月定例会議会よりネット配信の陳情、議会運営委員会の一般傍聴に関する陳情が、いずれも採択されませんでした。

委員会の一般傍聴者数上限引き上げの陳情の不採択の理由が、ある委員は、現状で何ら不都合がないのであるということをおられました。議員には不都合がなくても、市民に不都合があるから陳情しているわけではなく、みずから議事を閉ざしていると言

わざるを得ません。

これはもう本末転倒で、市民感覚とはかけ離れています。

せっかく条例が制定されたのですから、目的に沿った施行がされなくては、ただのアクセサリ一条例になりかねません。

制定したことにより、議会改革ランキングは上がるでしょうが、ランキングを上げるために条例をつくるのではありません。

なぜ条例が必要かという、市民との情報共有、市民参加の推進、公平、公正、透明な議会運営、市民に開かれた議会の実現を図ることにより、市民の福祉の向上及び市政の発展に寄与することが目的だからであります。

前述したように改革が進んだランキング上位の自治体では、これでもかというくらい改革に力を注ぎ、市民に開かれた、市民のための議会となっています。

豊明市においても、20人全員の議員による自由闊達な討議による、さらなる議会改革が必要であると同時に、議会改革は議長のリーダーシップなくしては達成できません。

ぜひ、安井議長にはリーダーシップを発揮していただき、さらなる議会改革を進めていただきたいと思います。

以上で討論を終わります。

No.127 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

早川直彦議員。

No.128 ○6番(早川直彦議員)

動議第4号 豊明市議会改革推進特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について、賛成の立場で討論いたします。

本年4月から豊明市議会基本条例の運用が始まり、新たに愛知県初の通年議会の実施、一般質問における一問一答方式も始まり、また、一般質問の通告書がインターネットで公表されるなど、豊明市議会基本条例が制定された効果が、少しずつではありますが、確実にあらわれております。

しかし、提案説明でもありましたが、議会基本条例でまだ取り組んでいない部分や、議会改革全体を議会として考えなければならない部分など多くあります。

例えば議会基本条例では、委員会を傍聴されている市民の皆さんには資料がなく、資料を積極的に公表しているとはいえません。

議会に対するインターネット放映については現在、放映を進める方向では進んでいますが、一般質問のみであり、今後、本会議や委員会を含め、全てを放映することも考えなければなりません。

また、他市では実施している、市役所内でのテレビモニターでの放映などの実施が必要であります。

今後、議会報告会については、どのような方法で議会報告会を行うのか、市民との意見交換はどのように行うのか、どのような資料を配付するのかなど、細かい内容を詰めていかなければなりません。

また、議会改革全体を進めるためにも、政務調査費の見直し、議長・副議長選挙のあり方、事務連絡のペーパーレス化、全員協議会のあり方、委員間討議について全員協議会のあり方など、まだまだ多くの課題について考えていかなければなりません。

さらに、本年9月の自治法の改正により、猶予期間の6カ月以内に新たに決めなければならない事項があります。

豊明市議会基本条例の基本原則、第2条にあります。公平性及び透明性を確保するとともに、わかりやすい表現による審議を行うなど、市民に開かれた市議会を目指すこととなっております。

これを実現するためにも、一部の議員だけや、議会運営委員会での、市民の皆さんが傍聴することができない場所で議会の細かな内容を決めるのではなく、議長、副議長を除く議員全員で市民にわかりやすい、身近な議会にしていく、そのためにも豊明市議会改革特別委員会の設置は重要なものであり、早急に取り組まなければなりません。

以上の理由から、特別委員会の設置を要望し、賛成の討論といたします。

No.129 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

伊藤 清議員。

No.130 ○17番(伊藤 清議員)

動議第4号について、市政会を代表して反対の立場で討論をいたします。

まずもって、今定例月議会におきましては、平成23年度一般会計と8特別会計についての議案が提案をされておりました。

私や堀田議員が1期目のころは、この決算認定議案というのは、12月に提出をされておりました。

しかしながら、12月議会では予算編成が既に始まっているということでありまして、その決算審査の過程において指摘された問題点、要望を、次年度予算に反映することができないということから、当局の努力により3カ月前倒しをいただいて、9月議会に上程をしておるといったことになった、そうした経緯があるわけでありまして。

決算審査というのは、そうしたことから市にとりましても、また市民にとっても、大変重要な意味を持つものであります。

そうした重要な議案審査があった点に鑑みまして、安井議長からも議会の日程等を考慮

しながら、議会報告会については、遅くとも11月中には開催をしてほしいということで、ご意向を賜っておるところであります。

議会報告会の実施要綱、また基本条例に係る要綱の検討につきましては、議会運営委員会などの会議体、もしくは議長の諮問機関を設置し準備するなど、手法はさまざまでありますけれども、いずれにしても、私どもも安井議長のご意向を受けまして、既に協議できる場の準備を進めておるところでございます。

このことにつきましては、先ほどの会派会議でも申し述べたところでありまして、協議する場がないということは、全く認識が違っておるわけであります。

したがって、新たに委員会、特別委員会を設置するという点については、その必要性を認めることはできません。

また、本動議では、委員定数18名ということになっておりますけれども、このことにつきましても、会派制度ということをも根本から理解してみえないのかなというふうに思わざるを得ません。

なぜ会派があるか、なぜ会派制度を取り入れているかということを考えれば、おのずとおわかりいただけると思います。

18名ということについては、会派制度を採用しながら、会派を組んでおる一方で、こうした提案というのは全く矛盾するものでありまして、上記の理由から、本動議については到底賛成できるものではありません。

以上。

No.131 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

No.132 ○11番(近藤恵子議員)

それでは、今回の豊明市議会改革推進特別委員会の設置について、賛成の立場で討論いたします。

この4月から豊明市議会基本条例が施行されています。通年議会、一問一答など、既に運用されている項目もありますが、まだまだ、これから考えていかななくてはならないこと、また、まだ手をつけられていないものもあります。

条例の第2条第3項にある基本原則、市議会が合議制機関であり、言論の府であることを認識し、議員相互間の討議による運営を行い、議論を尽くした上で合意形成を図ることとあります。

私は、この基本原則は、まだ議会運営の場に十分反映されていないと思っています。

先日の議会運営委員会で、議会運営委員会の一般傍聴に関する陳情のときに、私は申し合わせに書かれてある文言について、委員の皆さんの合意を図りたいと考え、休憩をと

って皆さんの意見を聞くことを求めました。

しかし多くの委員は、その必要はないと認めていただくことはできませんでした。この豊明市の議会基本条例を提案された皆さんが、その中に盛り込まれている議員間討議をなぜ受け入れないのか、理解に苦しむと同時に、また残念に感じるところです。

提案説明にもあったとおり、議会基本条例の運用についても、またその議会の運営についても、協議していかなくてはならない問題が、まだまだたくさんあります。

今回の提案は、委員が18名です。これは提案説明にもあったとおり、前回のとき、7名で出したところ、人数が少ない、全員がよいという意見があったので、その皆さんの反対意見を反映させたものです。私も、議長、副議長を除く18人という数には賛同いたします。

18人では人数が多く効率が悪いということを、会派会議で出たということを知っております。しかし今回、議案は大変多岐にわたっておりますので、もし、それが問題であるというならば、分科会という手もあると思います。等々、手法もあると思います。

いずれにしても、現状の洗い出し、先進事例の研究、そのすべてに議員がかかわり、互いの考えを尊重し合って、まさにこの基本原則、議員間討議にのっとりた議会改革を推進していくべきであると考えています。

先ほど反対意見の中に、問題があるかわからない、感じられないとありましたが、先の職場環境の調査の委員会ときは、問題があるかどうか、また、その着地点がなくても、委員会の設置は認められています。

今回は、明らかに議会のよくなりたい、市民の皆さんに理解されたいという大きな目標があつての委員会の設置の提案です。

そしてまた、プロジェクトを設置するとか、議長の諮問機関ということもありましたが、実は、今回の特別委員会の設置の前に安井議長には、プロジェクト及び諮問機関の設置のようなことを提案いたしました。議長の方から、それは断られましたので、そのほかの機関というのは今、私たちにとっては特別委員会しか感じ取られません。

私は、この議会基本条例における議員間討議、この討議を、なぜ、この条例の制定を提案され、それに賛同された方々が拒否をするような、反対のような意見を出されるのかが不思議でなりません。

議会を変えたいという思いで出された、この議会基本条例にのっとり、ぜひ、この特別委員会の設置を認めていただいて、そして議員間討議、議会の改革に進んでいきたいと、そう思って賛成の討論といたします。

No.133 ○議長(安井 明議員)

ほかにございませんか。

以上で討論を終結し採決に入ります。

動議第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.134 ○議長(安井 明議員)

賛成少数であります。よって、動議第4号は否決されました。

以上で今9月定例月議会に付議されました案件の審議は全て終了をいたしました。

この際、教育長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

後藤教育長。

No.135 ○教育長(後藤 学君)

それでは、議長のお許しを得ましたので、一言ご挨拶をさせていただきたいと思えます。

平成20年の10月1日から4年間にわたって、教育長という重責を担わせていただきました。その間、私なりに微力ではございますが、一生懸命努めて、豊明の教育の発展のために努力をまいりました。

具体的には、決算委員会の報告などでも出ておりましたけれども、ハード面では耐震工事、それから老朽化が著しかった文化会館の音響設備の更新とか、そういった問題に取り組みました。

またソフト面では、多忙を極める学校の現場に補助教員あるいは特別支援教育の支援員、外国人向けの通訳等々の人の配置、また、豊明ではこれまで行われていなかった放課後子ども教室の開設等々、私としては精いっぱい取り組んでまいりました。

おかげさまで、ささやかではございますが、成果を上げることができたのは、議員の皆さんと、そして教育に理解のあった市長のおかげだというふうに思っております。

これで私は、9月30日で退任をいたしまして、10月1日から一市民となります。

市民というのは主権者ということであり、主権者というのは、豊明の政治の主人公であるということであり、そういう自覚を持って、これからも豊明の市政、あるいは豊明の議会を見守っていきたいというふうに思っております。

私なりに必要があれば発言をし、そしてまた、行動することもあるかなというふうに思っております。

教育長としての任期は終わりますので、皆様方にここでお礼のご挨拶を申し上げるわけですが、今申し上げたような形での関係は、これからも続いていくと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

4年間、ありがとうございました。(拍手)

No.136 ○議長(安井 明議員)

後藤教育長におかれましては、市職員としての豊富なご経験を踏まえて、本市教育行政の発展にご活躍をいただきました。

今後とも、豊明市の教育行政にお力添えをいただきますよう、お願いを申し上げます。

大変ご苦労さまでございました。

ここで、お諮りいたします。明9月28日から11月29日までの63日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.137 ○議長(安井 明議員)

ご異議なしと認めます。よって、明9月28日から11月29日までの63日間を休会とすることに決しました。

市長より挨拶を願います。

石川市長

No.138 ○市長(石川英明君)

平成24年9月定例月議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、平成23年度一般会計及び特別会計に係る歳入歳出決算の認定を始め、全議案について慎重審議をいただきました。

教育委員の選任につきましては、残念ながら、お認めをいただけなかった結果、本日再提案をし、お認めをいただきました。

その他の案件につきましては、可決・承認を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

また、議案審議を通じまして、数々のご指摘やご提言をいただくことができました。

旅行、また、それに関する復命のあり方などは、委員会でも答弁をいたしましたとおり、善処してまいりたいと思います。

また、その他の指摘につきましては、社会環境の変化とそのニーズを適切に把握し、財政状況も考慮の上で、可能な限り、実現に努めてまいる所存であります。

国においては、今国会においての新規提出法案の成立率は66%となり、戦後5番目の低い率となっております。

与野党の党利党略が優先され、決められない政治とやゆされて久しいわけですが、この数字を国民の皆さんはどのように感じ、見ておられるのでしょうか。

特に、我々の生活に直接関係してくるであろう特例公債法案が廃案になったことで、国が必要としている財源が確保できなくなり、道府県分の地方交付税の交付の月割化や、地方へ交付される予定であった補助金の再精査、さらには民間団体等向けの支出も、当初の半額にするなどの方針が閣議決定されております。

これにより、地方においては公共工事の遅れや凍結、民間活力の停滞などを招くおそれがあり、市民生活に悪影響を及ぼすこととなります。

国会議員一人ひとりの考え方に違いはあれど、最低限必要な法案が通過しないことに憤りを感じるものであります。貧困な政治を見るにつけ、国民の政治に対する不信、不安

は増幅しているように感じます。

本市におきましても、今議会開会時に申し上げたとおり、我々は考えの違いはあるにせよ、行政側と議会側が誠意と良識というルールにのっとり、話し合いによって市民によりよい結果を導き出さなければなりません。

本会議や各委員会、決算特別委員会などのやりとりが、果たして十分に本質をついた議論になっていたかどうかを振り返り、足りない部分については、今後改めていかなければならないと思います。

このことをもう一度肝に銘じ、今後の行政や議会運営に活かしていこうではありませんか。

このまちの今後のありようを、ここにいる全ての方々の英知を結集し、よりよい方向に導いていきたいと考えています。

最後になりますけど、大変厳しかった残暑も、ようやく終わろうとしています。いよいよ秋本番を迎え、運動会、文化祭、お祭りなどの季節になってまいりました。

議員の皆様には、ますますのご活躍を祈念を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

No.139 ○議長(安井 明議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。

次回は、11月30日午前10時より12月定例会議会を開きます。

本日は、これもちまして散会いたします。

午後3時42分散会

